

## 特集《著作権》

# 著作権Q & A (インターネットに絡む問題を中心として)

平成 21 年度著作権委員会第 1 部会

井上 正, 川崎 仁, 河野 登夫, 塩谷 信, 平木 康男, 松波 祥文,  
松本 研一, 向口 浩二

インターネットに絡む著作権の問題については、前年度(平成 20 年度)の著作権委員会においても検討が行われ、その成果がQ & A形式でパテント誌(2009 年 8 月号)に既に掲載されております。しかし、著作物の多くがデジタル化され、かつインターネット上で容易に流通することが普通となっている今日、インターネットに絡む著作権法上の問題の重要性が増すこ

とはあれ、減じることはありません。そこで、平成 21 年度著作権委員会の第 1 部会では、平成 20 年度に引き続き、何らかの形でインターネットに絡む著作権法上の問題を拾い上げ、Q & A形式にまとめました。Q 及びAは、著作権法に馴染みのない方にも分かりやすい内容と範囲にとどめています。(向口)

## グーグルブック問題とは？



会員 河野 登夫

### 1. Google の「ブックス」検索サービス

Google 日本のトップページにある「サービス一覧」をクリックすると同社が提供する各種サービスの一覧が表示され、「検索サービス」中に「ブックス」と言う名称の書籍検索サービスがある。一般的なキーワード検索の外、詳細検索では著者、書名、出版社、出版日、ISBN などによる多様な検索が可能である。驚くべき事に検索ボックスに入力した事項が記載された書籍が特定され、スニペット表示は勿論、書籍によっては一部又は全部のページが読めるのである。そして、検索した書籍を販売するオンライン書店が表示され、また収蔵図書館を知ることが出来る。このような検索/結果表示環境は米国の google でも同様である。

「ブックス」同様に学术论文を紹介する「Scholar」も用意されている。なお、「ブックス」「Scholar」とも google 日本ではベータ版の表示がある(米国では Scholar にのみ beta の表示あり: 2010.2.6.現在)。

### 2. クラスアクション

2004 年 12 月 Google (米国) は契約出版社が提供した書籍を対象に内容の全文検索を可能とし、検索した書籍の一部の頁を表示するサービスを開始した(2005 年 5 月に書籍検索に特化した Google Print として独立)。同月、米国の 5 つの図書館の蔵書を電子化し、Google で全文検索を可能とする計画(Library Project)を発表した。Google Print は Google Book Search → Google Books と名称を変えて今日に至っている。

契約出版社が著作権管理を行っている書籍及び著作権が切れた書籍は別として、Library Project の対象となる著作権存続書籍の内容を複製電子化すること、及び検索した書籍の内容の一部を PC の操作に応じて表示することについては著作権法上の問題がある。そこで 2005 年秋、米国の作家協会及び複数の出版社が Google に対してこの計画の差し止めを求める訴訟を提起した。この訴訟は米国特有のクラスアクションによる訴訟であった。

クラスアクションの訴訟は、共通点を有する複数の者(クラス)を代表して一又は複数名が原告又は被告となる裁判制度であり、判決、和解の効果が訴訟に関与していなくとも、クラスの全員に及ぶという特徴がある(Federal Rules of Civil Procedure Rule 23 and

28 U.S.C.A. § 1332 (d).)。本件についての1訴訟では、ある大学図書館所蔵の書籍の全著作者がクラスとされた。

2008年10月、作家協会などとGoogleとの間の和解契約原案が発表された。この原案の内容は、ベルヌ条約の存在により、日本の作家に対してもクラスの一員として影響を及ぼすとされた。即ちベルヌ条約の第五条〔保護の原則〕には

- (1) 著作者は、この条約によつて保護される著作物に関し、その著作物の本国以外の同盟国において、その国の法令が自国民に現在与えており又は将来与えることがある権利及びこの条約が特に与える権利を享有する。
  - (2) (1)の権利の享有及び行使には、いかなる方式の履行をも要しない。その享有及び行使は、著作物の本国における保護の存在にかかわらない。したがつて、保護の範囲及び著作者の権利を保全するため著作者に保障される救済の方法は、この条約の規定によるほか、専ら、保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる。
- とある。

日本で創作され、出版された書籍も米国の法令で保護されるから、この書籍の日本での著作権者は米国の著作権者としてクラスの一員になり得るのである。

和解契約原案はその通知開始日(2009.1.5)以前に出版された書籍などを対象とし、前述の複写電子化及び表示使用などをGoogleに認める代償として、GoogleがGoogle Books関連の業務から得る収入の63%を著作権者に支払うなどとなっていた。

和解契約が有効となるためにはクラスの構成員に対して然るべき告知が必要である。また、訴訟に関係しないクラスの構成員が和解契約に承伏できない場合は和解からの離脱(オプトアウト)を裁判所に表明する必要がある。承伏できない場合の他の選択肢としては、和解案を受け入れた上で対象書籍をリストから削除するとか、和解そのものに異議を申し立てることが可能である。

### 3. 日本の著作権者らの対応

メディアが和解内容を報道する一方、日本を含む各国のクラスに向けた通知(新聞での掲載及び出版社等への通知)がなされ、また管理用のウェブサイトが用意された。和解契約の内容が明らかになると日本の出

版社、著作者に衝撃が走った。各種団体は協議の結果2009年3月～5月に以下のような態度表明をした。おおむね否定的又は消極的ではある。個別に見ると和解内容を受け入れた出版社、著者が存在しているようである。

日本文藝家協会は、権利者が何らかの措置を講じなければ著作権侵害行為が公然と続けられると、Googleに対する抗議声明を発表した。書籍が絶版であるかどうかの判断は米Googleが決定し、著作権者が異議を申し立てなければ判断が覆らないということは不当であるとしている。和解案については強い反対を示しているが、会員個々が不利益を蒙ることを避けるために和解案に応じた上で、書籍それぞれのデータを削除することの要求を勧めるとした。

日本ペンクラブは、表現の自由と出版文化の発展に大きな影を落とすことになり、安易に容認できない、とした。その理由は概ね以下の通りである。

①グーグルの書籍デジタル化に関する一連の行為は、日本の著作権法上明白な複製権違反であるにもかかわらず、それを容認する形になる。また、米国内ルールである「フェアユース(公正利用)」条項を「世界基準」として事実上容認することになる点で、大きな問題を孕む。

②申請しなければ権利が保護されないという「オプト・アウト(離脱)」方式を採用することは、権利者の立場を弱体化するおそれが多分にあり、ベルヌ条約に抵触する可能性がある。絶版本の認定も、もっぱらグーグルもしくは米国内の団体に委ねられることになり、日本国内の表現者(出版社)の意思が軽視される可能性があるだろう。

③一私企業の先行的行為が容認されることで、この分野における事実上の独占状態を生じ、情報流通の多様性を損なう危険性があり、権利者の立場が極めて不確定なものになるとともに、出版文化の基盤自体も不確定なものに陥る可能性もある。

大手出版社460社あまりが所属する日本書籍出版協会は、内部の検討会で「和解拒否は現実的ではない」という意見が大勢を占め、明確に和解を拒否するとの意見は無かった、としている。そして協会としては、グーグルの事業に肯定的な立場の社にとっても批判的な立場の社にとっても、和解への参加が妥当であると見、和解後、書籍を除去するかどうか、表示使用から除外するかどうかについては、著者の意思に任せ著者

自身で対応してもらうか、著者の意思を尊重しながら出版社が判断して対応するか等、各社で判断されたし、としている。

中小出版社 98 社で構成する出版流通対策協議会は和解案から離脱することを表明した文書を、米 Google および同社日本法人並びに、ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所宛に送付した。市販されている書籍が絶版とみなされていることに対する不満が主な理由である。

日本経済新聞社は、著作権保護の観点から和解に参加し、そのうえで、著作権をもっている全ての書籍について、データベースからの削除を Google に要求すると発表した。「和解に不参加 (和解から離脱)」という選択肢を取った場合、書籍のデータベースからの削除を要求することが困難になり、結果的に Google による無断での商業的利用を無制限に許す事態を招きかねないと判断してのことである。そして、総合的にみると、Google の行為は、著者・出版社の権利を侵害し、健全な出版活動の妨げになりかねないと考える、

とした。

#### 4. 和解書修正案

国際的な批判、様々な経緯があって 2009 年 11 月 13 日に和解契約書の修正案が提出された。そして最終的な公正公聴会が、2010 年 2 月 18 日に開催されることになった。

和解修正案における最も重要な修正点は、対象となる書籍が、① 2009 年 1 月 5 日までに出版かつ米国著作権局で登録を受けたものか、② 同日までにカナダ、英国、オーストラリアで出版されたものに限られた点である。これによって、日本の出版物の多くが対象外になり、日本の著者及び出版社は、原則として本件クラスアクションの和解に拘束されない。但し Library Project から日本の出版物を除外することは表明されていないため、今後個別に著作権侵害訴訟が提起される可能性がある。

以上

(原稿受領 2010. 6. 18)

## 動画共有サイトにおける音楽著作権



会員 河野 登夫

動画共有サイト〔正確には動画(またはビデオ)投稿・共有サイト〕は、所定フォーマットの動画データをインターネット経由でサーバに送って保存させ、特定の者に限って、または制限無しにインターネット閲覧させる仕組みを有するサイトである。ニコニコ動画、eyeVio などの日本系のほか YouTube, Dailymotion など海外系もふくめて多数存在する。

このサイトにおける音楽に注目してみると、動画の視覚効果を高めるために① BGM が付与されることが多い。コンテンツとして②アマチュアバンドまたは個人が、他人の創作した著名な曲を演奏している映像がある。また音楽自体の商業価値が高く、映像が付随的なもの(有名歌手の静止画のスライドショーとともに③歌唱が流れるものなど)或いは音楽家の④演奏映像など、映像・音楽とも高い商業価値を有するものも多い。これらから理解されるように、投稿動画と音楽とは切っ

ても切れない関係がある。録画放送映像の投稿など、映像に関する著作権問題が深刻なようではあるが、ここでは音楽に付随する著作権問題について解説する。

①で自作曲を自演して使用する場合はなんら問題は生じないが、既存音源を使用する場合は音楽著作権上の問題が生じる。すなわち、作詞者、作曲者の著作権と、レコード制作者が有する複製権及び送信可能化権の問題である。自分が演奏する場合でも他人が作詞、又は作曲したものを演奏する場合は、上記同様に作詞者、作曲者の著作権が問題となる。

②に関しては、作詞者、作曲者の著作権の問題がある。

③に関しては、①と同様の問題がある。写真が投稿者以外の作品である場合は写真に関する著作権が問題となる。

④に関しては、③の写真に代えて、映像に関する著作権が問題となる。

なお、③、④については肖像権、パブリシティ権の問題もある。

音楽著作権に関しては著作権者又は管理者の許諾を得て投稿すれば何ら問題はない。しかし、この種のサイトが開設されて以来、無許諾の違法投稿が後を絶たず、権利者の要請を受けてサイト運営者は削除に追わ



れるという状況が続いた。このような形で違法動画を削除するには権利者側の監視負担が大きい。

そこでこのような状況を打破するために2007年7月にヤフーは動画投稿サイトYahoo!ビデオキャストにおける管理楽曲使用についてJASRACから許諾の合意を得た。これによって、運営者が著作権料を投稿者に代わって負担するという仕組みができあがり、投稿者は、JASRACの管理する楽曲は合法的に無料で動画のBGMとして使用したり、自演の画像を投稿したりすることができるようになった。2008年4月、ニコニコ動画が、また2009年7月、Zoomerが、それぞれJASRACとその管理楽曲使用について許諾契約を結んだ。2009年10月同様の契約がYouTube(日本)とJASRACとの間で結ばれた。YouTube(日本)は、他の著作権管理会社JRC及びイーライセンスとも契約を結んでいる。またニコニコ動画はBGMにそのまま使用できる数百の楽曲を、米インディーズ系の音楽著作権管理会社から提供を受けて、投稿者の便宜を図っている。

なお、このような仕組みができたからと言って、市

販CDなどの音源を使用して良いと言うわけではない。CDについては前述のとおりレコード製作者の複製権及び送信可能化権(著作権法96条及び96条の2)があるため、CD使用については前述のとおりその権利者の許可を得る必要がある。また、同一性保持権(著作権法20条)の存在により、部分的なカットや改変などが許可されるわけではない。

アメリカでは上述したような仕組みが未だ無いようである。

2009年5月、ニューヨーク地裁は、YouTubeに対し、過去の使用分として161万ドルを、将来分として7万ドル/月をアメリカ最大の音楽著作権団体であるASCAPに支払えと命じる判決を出した。また、“Videomaker”誌のウェブ報道に依れば、ASCAPがYouTubeを利用するプロの創作者に使用料を求めようとしていることが報じられている(2009.7.10)。別の報道に依れば、ASCAPは、純粋に非商業的な個人的ブログ制作者には使用料を求めないとしている。

以上

(原稿受領2010.6.18)

## クラウド・コンピューティング



会員 井上 正

### はじめに

「いま、何故クラウド・コンピューティングなのか？」

現在、クラウド・コンピューティングの利用が広がっています。クラウド・コンピューティングを利用することにより、個人、企業のユーザは自前でハードウェアを用意する必要がなくなり、費用の削減を達成することができます。また、ユーザはソフトウェアを開発する必要がなくなるので、ソフトウェア開発に必要な期間を短縮でき、事業の効率化を図ることができます。

しかしながら、クラウド・コンピューティングにはメリットがある反面、リスクも潜んでいます。そのようなリスクを認識しつつ、クラウド・コンピューティングを利用する必要があると思われれます。

Q. クラウド・コンピューティングを利用したいと思いますが、主として著作権法上で注意すべきことがありますか？<sup>(1)</sup>

A. クラウド・コンピューティングについての定義は一般的に明らかになっていませんが、ここでは、「ネットワークを通して、そのネットワークのあちら側にある資源を利用するもの」とします。クラウド・コンピューティングを利用するユーザ側からの注意点とクラウド・コンピューティングの設置事業者側からの注意点がありますので、それぞれの側から述べたいと思います。

#### (i) SaaS<sup>(2)</sup>においてアプリケーション・ソフトウェアを使用する場合の注意点1

アプリケーション・ソフトウェアが設置事業者に独自のものであった場合に注意すべきことがあります。

ユーザ側としては、設置事業者のサービスの提供が終了する可能性があることに注意する必要があります。独自のアプリケーション・ソフトウェアを使用していた場合には、設置事業者のサービスの終了によ

り、そのアプリケーション・ソフトウェアの継続使用が困難になります。設置事業者独自のアプリケーション・ソフトウェアが使用できなくなると、そのアプリケーション・ソフトウェアを使用して生成された著作物を表すファイルを開くことができない可能性があります。

設置事業者側としては、サービスの提供が終了することにより、ユーザによるそのアプリケーション・ソフトウェアの継続使用が困難となり、ユーザが自分の著作物にアクセスできない可能性があることに注意すべきです。ユーザが自分の著作物にアクセスできないことにより、ユーザ自身の著作物を公表できないということも起こりえるかもしれませんが、公表権は公表を積極的に請求する権利ではないので<sup>(3)</sup>、公表権侵害とはならないと思われます。また、独自のアプリケーション・ソフトウェアの代替アプリケーション・ソフトウェアで著作物にアクセスできるようになり、その独自のアプリケーション・ソフトウェアで著作物を表すファイルを開けることができた場合において、代替のソフトウェアで開いた著作物の内容と独自のアプリケーション・ソフトウェアで開いた著作物の内容とが同一でなかったとしても、やむをえない改変と認められると思われるために(第20条第2項)、同一性保持権侵害(第20条第1項)にはなりづらいと考えられます。

## (ii) SaaS においてアプリケーション・ソフトウェアを使用する場合の注意点 2

アプリケーション・ソフトウェアを使用する場合の情報処理の過程での複製の注意点があります。

ユーザがコンピュータを用いて著作物を利用する場合には、コンピュータによる情報処理の過程で著作物をコンピュータの記録媒体に記録できます(第47条の8)<sup>(4)</sup>。但し、その情報処理の過程で作成された著作物の複製物を、コンピュータを用いて利用する著作物の複製物に代えて使用等することは複製権侵害(第21条)となります(第49条第2項)。

## (iii) SaaS においてアプリケーション・ソフトウェアを使用する場合の注意点 3

アプリケーション・ソフトウェアが著作権を侵害する行為によって作成されていたときの注意点があります。

ユーザ側が、そのようなアプリケーション・ソフト

ウェアを使用すると、著作権侵害となることがあります。但し、そのアプリケーション・ソフトウェアを使用する権原を取得した時に情を知っていた場合に限られます(第113条第2項)。著作権侵害と見なされると、その侵害の停止、侵害の行為によって作成された物の廃棄が請求される可能性があります(第112条第1項、第2項)。

設置事業者側が、そのようなアプリケーション・ソフトウェアをユーザに使用させることは一般的には考えづらいかもしれませんが、皆無ではないことに注意する必要があります。たとえば、クラウド・コンピューティングにおいてはオープンソース・ソフトウェアを利用していることが多く、オープンソース・ソフトウェアでは、不特定多数の制作者により製作されていることから、そのアプリケーション・ソフトウェアに著作権侵害の部分が含まれていても、その著作権侵害の部分を誰がアプリケーション・ソフトウェアに混入したのか分かりづらいという問題もあります。

## (iv) IaaS においてストレージなどのハードウェアに著作物をアップロードした場合の注意点 1

ユーザ側としては、ストレージなどのハードウェアにアップロードした著作物が複製権侵害(第21条)であった場合には、そのストレージに第三者がアクセスできるときには送信可能化権侵害(第23条)にも該当する可能性があることに注意すべきです。但し、パスワードなどにより、そのユーザのみが、ハードウェアにアップロードした著作物にアクセスできるときには送信可能化権侵害に該当するとは考えづらいでしょう。

設置事業者側としては、ユーザがアップロードした著作物が著作権侵害に該当するものであった場合には、設置事業者側も送信可能化権侵害(第23条)に該当する可能性があることに注意すべきです。

## (v) IaaS においてストレージなどのハードウェアに著作物をアップロードした場合の注意点 2

アップロードした著作物がストレージから消失してしまう可能性も完全には否定できません。

ユーザ側としては、このように著作物が消失する可能性がある点に注意すべきです。

設置事業者側としては、著作物を消失させてしまうことにより、SaaSの場合と同様に、公表すべき著作物が無くなるので公表権侵害(第18条)となるかどうか

が問題となりますが、公表権は公表を積極的に請求する権利ではないので、公表権侵害とはならないと思われれます<sup>(5)</sup>。また、同一性保持権侵害(第20条)となるかどうかは問題となりますが、一般的には同一性保持権侵害とはならないと解されています<sup>(6)</sup>。

**(vi) Iaas においてストレージなどのハードウェアに著作物をアップロードした場合の注意点 3**

クラウド・コンピューティングにおいては、設置事業者でさえ、どのハードウェアに何が保存されているのか把握できないことが多いと考えられています。このために、ユーザからの著作物の消去または修正指令に応じて、ユーザの著作物を完全に消去または消去できるかわかりません。

ユーザ側としては、このようにアップロードした著作物を完全に消去または修正できない可能性があることに注意すべきです。

設置事業者側としては、アップロードされた著作物を完全に消去できない可能性があることから、ユーザの意思に反して公衆に送信可能な状態に維持されていると考えられる場合には公衆送信権侵害(第23条)に該当する可能性もありうることに注意すべきです。また、アップロードされた著作物の一部のみが消去される場合、ユーザからの修正指令に応じた修正を実行できない場合には同一性保持権侵害(第20条)にも該当する可能性もありうることに注意すべきです。

**(vii) Iaas においてストレージなどのハードウェアに著作物をアップロードした場合の注意点 4**

クラウド・コンピューティングにおいては、ストレージを多数のユーザが共有しているので、ユーザ同士のデータが混在してしまう可能性を否定できません。

ユーザ側としては、自分がアップロードした著作物と他人のデータとが混在する可能性があることに注意すべきです。

設置事業者側としては、ユーザ同士のデータが混在してしまう可能性があることから、あるユーザからのデータのダウンロード指令に応じて他のユーザのデータを送信してしまう可能性があるため、著作物が未公表であれば著作者の意思に反して公表されてしまうことにより、あるいは著作者が意図した方法と異なる方法により公表されてしまうことにより公表権侵害(第

18条)となる可能性があることに注意すべきです。また、ユーザ同士のデータを混在させてしまうことにより同一性保持権侵害(第20条)の可能性のあることに注意すべきです。

**(viii) Iaas においてストレージなどのハードウェアに著作物をアップロードした場合の注意点 5**

クラウド・コンピューティングの稼働率が100パーセントではないことから注意が必要です<sup>(7)</sup>。

ユーザ側からは、著作物にアクセスしたい時に必ずアクセスできるものではないことに注意が必要です。

設置事業者側からは、稼働率が100パーセントではなく、クラウド・コンピューティングを利用できない場合あることをユーザにあらかじめ知らせておく必要があります<sup>(8)</sup>。

**(ix) Iaas においてストレージなどのハードウェアに著作物をアップロードした場合の注意点 6**

クラウド・コンピューティングでは多数のコンピュータが利用されますが、その保守、修理を行う場合には、ストレージに記録されている著作物を一時的に他のストレージなどに記録し、保守、修理後に元のストレージに記録することができます(第47条の4第1項)。また、ストレージがもともと故障などの障害があった場合には、他のストレージに一時的に記録し、そのストレージと同種のストレージに記録することもできます(第47条の4第2項)。但し、保守、修理後には他のストレージに一時的に記録した著作物の複製物を保存できません(第47条の4第3項)。また、保守、修理で一時的に記録した著作物の複製物を頒布、公衆に提示することはできません(第49条第1項)。

**(x) Iaas においてストレージなどのハードウェアに著作物をアップロードした場合の注意点 7**

クラウド・コンピューティングにおいては送信の効率化を図ることが要求されており、キャッシュ・サーバ、ミラー・サーバ、バックアップ・サーバなどが利用されています。このような送信の効率化を図る点からも注意が必要です。

設置事業者側としては、キャッシュ・サーバ、ミラー・サーバによる著作物の蓄積が認められ(第47条の5第1項)、バックアップ・サーバによる著作物の蓄



積が認められます(第47条の5第2項)。但し、キャッシュ・サーバ、ミラー・サーバに保存された著作物については、その著作物を保存する必要がなくなったとき、著作物が著作権侵害であることを知ったとき、バックアップ・サーバに保存された著作物については、その著作物を保存する必要がなくなったときには、著作物の複製物を保存できません(第47条第3項)。また、送信の遅滞等の防止などの一定の目的以外の目的で、キャッシュ・サーバ等に保存された著作物の複製物を用いて著作物を利用することはできません(第49条第1項)。

ユーザ側としては、著作物がミラー・サーバ、バックアップ・サーバなどに保存されていることから、著作物の消去、修正がミラー・サーバ、バックアップ・サーバに記録されているすべての著作物に反映されるか不明である点に注意する必要があります。

#### (xi) IaaS においてストレージなどのハードウェアに著作物をアップロードした場合の注意点 8

ハードウェアが異なる国に分散して配置されている場合にも注意が必要です。

ユーザ側、設置事業者側のいずれも、日本の法律と異なる外国にサーバが置かれている場合には日本の法律が適用されない可能性がある点に注意すべきです。とくに、アップロードされているデータの開示要件が各国ごとに異なることからユーザ、設置事業者の意思に反して著作物が押収されてしまう可能性がある点に注意すべきです。<sup>(9)</sup>

#### 注

- (1)この項において、条文は著作権法のものです。
- (2)Software as a Service の略でアプリケーション・ソフトウェアをユーザが使用するコンピュータにインストールして利用するのではなく、ネットワークのあちら側にあるサーバにインストールされているアプリケーション・ソフトウェアを、ネットワークを介して利用するものである。クラウド・コンピューティングでは、Saas, PaaS (Platform as a Service), IaaS (Infrastructure as a Service) に分けられることが多い。IaaS は、Haas (Hardware as a Service) と呼ばれることもある。
- (3)田村善之『著作権法概説』第2版(有斐閣 2001年)第414頁
- (4)『著作権法の一部を改正する法律』(平成21年法律第53号)
- (5)上掲注3 第414頁
- (6)加戸守行『著作権法逐条講義』三訂新版(著作権情報センター 2000年)第165頁, 上掲注3 第414頁
- (7)通常は、停止時間帯は事前にユーザに通知されていますが、急なトラブルによりハードウェアにアクセスできないことも起こりえます。
- (8)一般的には、利用できなかった時間に応じて料金を割り引いているようです。
- (9)参考文献『平成21年通常国会 著作権法改正等について』[http://www.bunka.go.jp/chosakuken/21\\_houkai-sei.html](http://www.bunka.go.jp/chosakuken/21_houkai-sei.html) available at April 23, 2010

(原稿受領 2010. 6. 18)

## ブログと著作権



会員 平木 康男

### はじめに

平成20年、主要新聞の一面に「日本語ブログ世界一」という記事が載ったのをご記憶の方も多いでしょう。この記事は、総務省・情報通信政策研究所(IICP)が、同年7月に結果を発表した「ブログに関する調査研究」が、ニュースソースになっています。<sup>(1)</sup>もっとも、「日本語ブログ世界一」の根拠となる調査は、同研

究所ではなく米国のテクノラティ社(検索エンジンを提供するIT関連会社)が、平成19年に実施したもので、その調査によると、平成18年の段階で、日本語によるブログ記事が世界のブログ全体の37パーセントを占め、英語の36パーセントを抜いて、世界第一位の記事数である、とのことでした。

元々はアメリカで、気になったウェブサイトやニュースなどに対する寸評を、それらのURLと共に自己のウェブサイトに掲載したところから始まったとされるブログ(「ブログ(blog)」という言葉は、「ウェブサイト(website)」を「ログ(log)する(記録する)」という意味の「ウェブログ(weblog)」から来ていますが、「枕草子」以来、日記が表現の大きな核の

一つとなっている日本においては、いわゆるウェブ日記を中心に、独特の発達の仕方をしています。

一般的なブログの他にも、携帯電話から記事を投稿する「モブログ」と呼ばれるブログや、mixi や最近話題となっている Twitter の様な SNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス。ネットを通じて、利用者相互がある種の社会的ネットワークを構築することを可能とするサービス）など、ブログは次々と態様・バリエーションを増やしながらか、全体の加入者数を増やし続けています。総務省・通信政策研究所が、平成21年7月に発表した「ブログ・SNSの経済効果の推計」によると、一般的なブログの登録者が平成21年1月末時点で推計約2,695万人、同時期のSNSの会員数は推計約7,134万人であり、その経済効果は関連産業も含めると、平成21年時で、約2,530億円（ブログ市場、SNS市場の合計）に達したと推計されています。

このように、ブログの利用者・登録者が増えているということは、今までは情報・表現の受け手でしかなかった一般の人々が、きわめて容易に送り手になり得るということに他なりません。しかしこのことにより、一般の人々が、著作権に関する様々な問題の当事者になるリスクも、これまで以上に高くなっているとも言えます。

そして、そのことは私たち弁理士にとっても、無縁な話ではありません。最近では、事務所のウェブサイトからリンクを張る形、あるいは独立した形でブログを開設し、情報発信している弁理士が大勢います。私も、普段それらのブログを覗いては、色々と勉強しておりますが、中には「これって著作権侵害じゃないの?」と首を傾げたくくなるようなブログがあるのも事実です。知的財産のプロである、弁理士が自己の業務のために開設したブログの中で、著作権法に違反するような行為をしてしまったとしたら…俗な言い方をすれば、これほど「格好悪い」話はありません。

そこで、本項では（多くの方には「釈迦に説法」になってしまうでしょうが）、「ブログと著作権」の基本的なことについて、主として「ブログを作成する際に注意すべきこと」という観点から、説明いたします。<sup>(2)</sup>

**Q1:** ブログの「何」が著作権法で保護されるのでしょうか。

著作権法第2条第1項第1号で、著作権法の保護対象となる著作物とは「思想又は感情を創作的に表現し

たものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」と定義されています。この条文に当てはまるものであれば、全て著作物として保護されるわけですが、この定義だけでは具体的にイメージしにくいので、同法第10条において例示がされています。

ブログは、一般的には文章、音声（音楽など）、画像（写真、イラストなど）、映像などで構成されていますが、これらは全て、第10条に例示されているものに当てはまります（文章＝第1項第1号「言語の著作物」。音声（音楽）＝同第2号「音楽の著作物」。画像＝同第3号「絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物」、又は同第8号「写真の著作物」。映像＝同第7号「映画の著作物」）。従って、これらがブログの作者自らが創作したものであれば、例外はありますが（例えば、言語で表されていても、キャッチフレーズや、題号などは、後述の「思想又は感情を創作的に表現」という要件を満たさないとして、著作物に該当しないケースが多く見られます）、著作物として、著作権法の保護対象になる可能性が高いと考えてよいでしょう。反面、他人が創作したこれらのものを自己のブログに無断で掲載した場合には、著作権侵害となる可能性が高いので、注意が必要です。

ところで、著作権法第2条第1項第1号の定義における「思想又は感情を創作的に表現」という要件ですが、これらは条文中には明確に示されておりません。中山信弘氏が「マルチメディアと著作権」（岩波新書1996年1月22日）24頁で述べているように、「思想又は感情を表現」とは、「何らかの形で思想・感情の表現がなされていけばよい」（単なる事実やデータでなければよい）、「表現」とは、「具体的表現にまで至っていない思想やアイデアは著作権法上保護されないことを意味する」、「創作的（創作性）」とは、「何らかの創作的行為の成果であればよい」「換言すれば（中略）『模倣でないこと』」と理解して頂ければ、基本的には十分であると考えます。

つまり、よく「これって著作権侵害なの?」と疑問に感じる方の多い、他人のウェブサイトのURLを自己のブログに記載する行為は、URLがウェブサイトの場所を示す文字通り「アドレス」に過ぎず、それ自体は「思想又は感情を創作的に表現」したものではないので、基本的には、著作権侵害には該当しません。

ただし、いわゆるリンク集（様々なウェブサイトの



URLをテーマに従って集めたものは、URLの選択や配列に創作性があれば、著作権法第12条の2で規定するデータベースの著作物として、著作権法上の保護対象になると考えられます(とはいえ、ウェブサイト用のリンク集の自動作成プログラムまでであるような昨今においては、URLの選択や配列に創作性が認められるハードルはかなり高くなっているのではないのでしょうか。勿論、Yahoo!の様なポータルサイトについては、その分類方法や、カテゴリーの名称などに創作性が認められると解されます。)

文書や画像などのいわゆるブログのコンテンツが原則として著作権法上の保護対象になるのに対して、ブログの構成やデザインについてはどうでしょうか。一般的に、ウェブサイトの構成やデザインについては、素材(個々のコンテンツ)の選択や配列等に創作性があれば、著作権法第12条で規定する編集著作物として、保護対象になると考えられます。

しかしながら、ブログの構成については、ブログの作成過程において、文書はプロバイダが用意した投稿用のフォーム(投稿用のページ)にタイプ(または貼り付け)し、画像等のデータもフォームの所定の場所に貼り付けるだけで、半ば自動的に完成するのが一般的です。

そうであれば、その構成自体が「思想又は感情を創作的に表現」したものとは言いがたいでしょう。

またブログのデザインについても、プロバイダの提供するブログパーツを組み合わせただけのものであれば、(多数あるパーツから選択したにしても)創作性があるとは言いがたく、どちらも著作権法上の保護対象とはなり難いでしょう。勿論、自己が撮影した写真を背景に使用したり、自己が作成したパーツを使用したりするなど、素材の選択・配列に創作性が見られれば、編集著作物(同法第12条)として保護対象になる可能性はあると思われます。

**Q2:** 個人のブログが侵害する可能性があるのは、著作権のうちどの権利でしょうか。

例として、他人が撮影した写真(著作権法第10条第1項第7号の「写真の著作物」)を、著作者の許諾なくブログに掲載するプロセスから考えてみましょう。

写真を自分のブログに掲載するためには、前提としてその写真を何らかの形で画像データとしてコピーして自己のパソコンに蓄積し、さらにその画像データの

複製をブログのサーバに蓄積する(アップロードする)必要があります。これらの「複製する」行為が、同法第21条の「複製権」を侵害すると考えられます。

また、画像データをサーバにアップロードし、一般の人々にアクセス可能な状態にすることを、著作権法では「送信可能化」といい(同法第2条第1項第9号の4)、著作者に無断でこれを行うと、「送信可能化権」の侵害に該当します(同法第23条第1項かっこ書き)。

そして、一般の人々が実際にブログにアクセスし、画像データを読み込むことは、ブログの作成者の側から見ると画像データを「自動公衆送信(公衆からの求めに応じ自動的に公衆送信を行うもの。同法第2条第1項第9号の3)」したこととなるため、同法第23条第1項の「公衆送信権」をも侵害することにもなります。

送信可能化権は平成9年の著作権法改正で、新たに定められたものです。自動公衆送信はダウンロードする側(一般の利用者)が対象となるウェブサイトアクセスし、保護対象となる著作物(の複製)をダウンロードした時点で初めて成立するため、その立証が必ずしも容易ではありません。そのため、自動公衆送信の前提となる、著作物をアップロードした段階で、侵害とみなす「送信可能化権」を定めたのです。近年、一般のネットユーザが著作権侵害に問われるのは、多くの場合この「送信可能化権」の侵害です。

他にも、その写真を勝手に加工して、その内容を勝手に改変してブログに掲載すれば、著作者人格権である同法第20条「同一性保持権」を侵害することになります。

写真の著作物以外、例えば言語の著作物を勝手に改変したり、翻訳したりすれば「同一性保持権」に加えて、同法第27条「翻訳権・翻案権等」を侵害することにもなるでしょう。

また、映画の著作物を動画データとしてアップする行為は、同法第26条「頒布権」の侵害行為となります。

更には、著作者の氏名を掲載しなかった場合は、著作者人格権である同法第19条「氏名表示権」侵害、その著作物が未公表であった場合は、同法第18条「公表権」侵害となります。

この様に、許諾を得ずに他人の著作物をブログに掲載する行為は、「複製権」および「公衆送信権」を中心に、多くの著作権・著作者人格権を侵害する恐れがあるので、注意が必要です。

勿論(本項のテーマではありませんが)、他にも商標権や意匠権、有名人の写真などを掲載する場合は、パブリシティ権を侵害するリスクがあることにも留意する必要があります。<sup>(3)</sup>

**Q3:** 他人のウェブサイトへ無許可でリンクを張る行為は、著作権法上問題があるのでしょうか。

リンクとは、該当箇所をクリックすると、リンク先のウェブサイトに直接繋がるといえるもので、インターネット特有の効果です。しかしこれは、リンク先のウェブサイトのコンテンツが、ユーザへ直接送信されるわけであって、リンク元のブログ(のサーバ)に複製等が蓄積されるわけではありません。

このため、著作権法第21条の「複製権」など、著作権法上の問題は基本的に生じないと言えるでしょう。ウェブサイトやブログには、「リンク禁止」「リンクフリー」とか「リンクする場合は、必ずメールで連絡してください」などの記載がされているものもありますが、著作権法的には「それらは単なる希望であり、法的効果を伴うものではない」<sup>(4)</sup>と言えます。

ただし、いわゆるフレームリンク(自己のウェブサイト内のフレームの中に、他人のウェブサイトを嵌め込む形でリンクを張る)やディープリンク(リンク先をウェブサイトのトップページではないページにすること)など、リンクの仕方によっては同一性保持権を侵害する恐れがあるとの見解を示している、大手マスメディアもありますので注意が必要です。<sup>(5)</sup>

リンクを張る際には、なるべくリンク先のトップページにリンクを張る様にし、更には、クリックすると別ウィンドウが立ち上がってリンク先のウェブサイトが表示されるようにするか、自分のブログからリンク先のブログに切り替わるようにするのが無難でしょう。

勿論、著作権法上の話とは別に、リンクを張る場合には、なるべく、リンク先に一言断りを入れるのがいわゆる「ネチケット」として好ましいことは言うまでもありません。

**Q4:** 閲覧者が限定されている、私的なブログであれば、著作権法上の問題は生じないのでしょうか。

著作権の保護期間内に著作物を利用する場合は、作者の許諾を受けるのが原則です。しかし、「著作物等を利用するときは、いかなる場合であっても、著作

物等を利用しようとするたびごとに、著作権者等の許諾を受け、必要であれば使用料を支払わなければならないとすると、文化的所産である著作物等の公正で円滑な利用が妨げられ、かえって文化の発展に寄与することを目的とする著作権制度の趣旨に反することにもなりかねないため」、「著作権法では、一定の「例外的」な場合に著作権等を制限して、著作権者等に許諾を得ることなく利用できることを定めて」います。<sup>(6)</sup>

この「著作物が自由に使える場合」の代表的なものとして、著作権法第30条の「私的使用のための複製」があるのは、よく知られているところです。

では、閲覧者が限定されている、私的なブログに他人の著作物を許可なく掲載することは、この「私的使用のための複製」にあたるのでしょうか。

そもそも、ブログを含め、ネット上に情報を掲載することは、本質的には何人でもその情報にアクセス可能になるということと、実質的に同義であると考えられます。例え、そのブログを作った当人が、ごく限られた家族や友人のみに見せることを想定してブログを作ったとしても、Yahoo!やGoogleなどの検索エンジンを用いて検索すれば、誰でも簡単にそのブログにヒットすることが可能であったり、あるいは直接URLを入力すれば、誰でもがそのブログにアクセスできたりするのであれば、もはや「私的使用」の域は越えているといえるでしょう。

逆に言えば、暗証番号を知っている者しかアクセスできないブログや、認証を受けた者しかアクセスのできないSNS上の個人ページ(mixiの日記など)、あるいは外部からはアクセス不可能な閉じたネットワーク内(イントラネットなど)に置かれたブログなどに、アクセスできる者を家族やごく限られた友人などに限定した状態で他人の著作物を掲載する場合は、例外的に「私的使用のため複製」として認められる余地はあると考えられます。

いずれにせよ、ブログに他人の著作物を掲載する際は、「原則、私的利用とはみなされない」と考えて、後述する「引用」の範囲内で掲載するなどの配慮をする方が、無難だと思われます。

**Q5:** ブログに他人の著作物を引用する際にはどのようなことに注意すればよいのでしょうか。

引用(著作権法第32条)も、著作権法が認めた「著作権者等に許諾を得ることなく利用できる」場合の1

つです。

パソコンでは、いわゆる「コピペ (文書や画像をコピーして張り付ける。コピー&ペーストの略)」が簡単に出来るため、ブログ作成の際に他人の著作物を引用することはきわめて容易です。

しかし、その容易さ故に、著作権法で認められた範囲を超えて、他人の著作物を引用しているウェブサイトやブログを散見します。

そのようなことにならぬよう「引用」として認められる要件を、条文や判例に従って、確認してみましょう。

① 公表された著作物であること。(同法第32条第1項)

未公表の著作物は、引用できません。逆に公表されたものであれば、言語の著作物は勿論、音楽、美術、写真の著作物など、全ての種類の著作物に関して引用が可能です。このことは、「引用」と言えば、「文章を引き写すこと」「画像などをコピーマシンでコピーして張り付けること」と同義であったかつての状況よりも、コピペで、文書以外にも音声・動画など各種ファイルを、ブログをはじめとするウェブサイトにも、自由に張り付けることが可能な昨今の方が、実感できるかもしれません。

② 公正な慣行に合致するものであること。(同上)

この「公正な慣行」というのは、ベルヌ条約の要請による要件です(同条約第10条(1))が、実際にはあまり厳密には捉えられておらず、「引用の目的および態様に照らして判断される」<sup>(7)</sup>という考え方が一般的です。例えば、「絶対音感事件」の控訴審判決(東京高裁平成14年4月11日(平成13年(ネ)3677・5920))では、書籍への引用に当たっては、「引用部分を括弧でくくるなどして、明確に区別すること」と「引用部分の出所を明示すること」が公正な慣行であると判示しています。ブログやウェブサイトにおける引用の「公正な慣行」が何であるかについて、明確に判示したケースは現時点では多くありませんが、「実例が乏しい分野については公正な慣行が存在しないという理由で引用を違法とすべきではなく、慣行の欠缺であるので条理で判断すべき」<sup>(8)</sup>でしょう。

③ 報道、批評、研究その他の目的上正当な範囲内で行われるものであること。(同上)

引用の目的として条文に挙げられている「報道、批評、研究」を単なる例示と捉えるか、これらに限

定されないものの、準ずるものではないと捉えるかについては諸説ありますが、単純な営業目的のブログなどに引用することは、認められないと考えるべきでしょう。

また、どの程度の引用が「正当な範囲内」であるかは、「単に量的な問題ではなく、質的な考慮も必要であり、引用の目的によってもその範囲は異なる」<sup>(9)</sup>ります。また機械的に、「全文引用はダメ」と思っておられる方もいるかと思いますが、「短歌や俳句、短い名言、絵や写真のような静止画などについては全部の引用が正当な範囲に納まる可能性が高い」<sup>(10)</sup>いでしょう。反面、長さに関係なく、引用の目的上不必要な部分を引用することは、正当な範囲内の引用とは言えないので注意が必要です。

④ 引用して利用する側の著作物(本項ではブログ)と引用されて利用される著作物とを明瞭に区別して認識することができること(モンタージュ写真事件上告審判決 最高裁昭和55年3月28日第三小法廷昭和51年(オ)923。藤田嗣治事件控訴審判決 東京高裁昭和60年10月17日 昭和59年(ネ)2293。など)

この要件については、特に説明は不用でしょう。区別の方法としては、引用部分を括弧でくくるのが一般的ですが、両者をきちんと区別できればどんな方法でも構いません。例えば、ブログに言語の著作物を引用する場合であれば、引用部分のフォントを変える、色を変える、斜体文字にするなどの方法も考えられるでしょう。

⑤ 自己の著作物(本項ではブログ)と引用する他人の著作物の間に主従関係があること。(同上記判例)

この主従関係についても、引用する側、される側を単純に量的に比較して捉えるのではなく、「両著作物の関係を、引用の目的、両著作物のそれぞれの性質、内容及び分量並びに被引用著作物の採録の方法、態様などの諸点に亘って確定した事実関係に基づき、かつ、当該著作物が想定する読者の一般的観念に照らし、引用著作物が全体の中で主体性を保持し、被引用著作物が(中略)引用著作物に対し付従的な性質を有しているにすぎないと認められるかどうかを判断して決すべきものである」と、上述の藤田嗣治事件控訴審判決では判示しています。

勿論、公開公報、登録公報や審決公報などの公報類、



公開された訴訟の判決文などは、同法第32条第2項の「国若しくは地方公共団体の機関，独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し，その著作の名義の下に公表する広報資料，調査統計資料，報告書その他これらに類する著作物」に該当しますので，基本的には自由に転載が（勿論引用も）可能です。

**Q6：**ブログで他人の著作権を侵害した場合，どのようなペナルティが課されるのでしょうか。

これについては，基本的には特許権侵害等と同様に考えればよいので，詳細な説明は不用でしょう。

民事上のペナルティとしては，差止請求（著作権法第112条第1項），損害賠償請求（民法第709条），不当利得返還請求（民法第703条），信用回復措置請求（著作権法第115条。ただし著作者人格権を侵害した場合）の対象となります。

刑事上のペナルティとしては著作権侵害罪（著作権法第119条，第124条）が成立すれば，個人であれば10年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金，法人の代表者，従業員等であれば本人が罰せられるのに加え，両罰規定として法人にも3億円以下の罰金に処せられます。

かつては，個人のブログにおける著作権侵害は，「いちいちペナルティを課してはキリがない」として，半ば黙認されていた時期もありました。

しかし，今日では，「送信可能化権」侵害などを中心にいわゆる個人ユーザであっても，書類送検されたり，逮捕されたりするケースが増えていきます。<sup>(11)</sup>

また，韓国やフランスで施行されている，著作権侵害に関するいわゆる「スリーストライク法（簡単に言えば，ネット上で3回著作権侵害を犯したユーザは有無を言わず，ネット接続を切断するという法律）」の導入の是非について，日本でも検討が始まっています。

いずれにせよ，今後，ブログを作成する際には，これまで以上に著作権を侵害していないかについて留意することが必要になってきている，と言えるでしょう。

**Q7：**Twitterを利用する際，著作権法上注意しなくてはならないことはありますか。

最後に，「ブログと著作権」の具体例として，Twitter（と著作権）について取り上げます。

とはいえ「Twitterって何？」という方もおられるかと思いますが，まず簡単にTwitterの概略をご説明します。

Twitterは，Twitter社の提供するブログサービス・SNSで，利用者がTwitterのアカウントを取得すると，ネット上に140文字以内という短い発言（これを「ツイート」と呼びます。「ツイート」とは「鳥のさえずり」の意味する英語で，日本語では「つぶやき」と訳されることもあります。）を行うことができます。そして，そのツイートを見た別の利用者は，ツイートの内容を引用して再発言したり（これを「リツイート」と呼びます。），元の発言者に「返信」したりすることを通じて，知らない者同士でも気軽に社会的ネットワークを構築できる，というものです。

「140字以内のツイート」という手軽さと，多くの有名人（アメリカのオバマ大統領もアカウントを持っていますし，鳩山前首相もかつてはツイートを行っていました）や企業がこぞってアカウントを取得しツイートを行っていることから，ここ1,2年で日本でも利用者が急増しています。

マスコミにも，「新たなビジネスチャンスが生まれるのでは」という視点でしきりと取り上げられております。

ツイートは140文字以内という字数制限はありますが，その内容が「思想又は感情を創作的に表現したものである」であれば言語の著作物として，著作権法上の保護対象となります。この場合の著作者はそのツイートを行った者であることは言うまでもありません。

また，リツイートは上述のとおり，元のツイートを「引用」して再発言するものですので，上記「Q5：ブログに他人の著作物を引用する際にはどのようなことに注意すればよいでしょうか。」で説明した引用の要件を満たしていることが必要です。

リツイートには，元のツイートをそのまま引用し，自己の発言は加えない，いわゆる「公式リツイート」と，自己の発言を加えつつ引用する「非公式リツイート」とがあります<sup>(12)</sup>，どちらも「元の発言者のアカウントが表示される」こと，また「元々140文字以内という字数制限があるため，概ね正当な範囲内の引用となる（厳密には長さにかかわらず，「正当な範囲内」でない場合もあり得るのは「Q5」でご説明したとおりですが）」ことから，基本的に「(Twitter上の)公正な慣行」に則った引用になっていると思われれます。さら

に、各利用者は Twitter のシステム上、自己のツイートがリツイートされることを承知の上でツイートを行っており、自己のツイートが Twitter 上で引用・利用されることについて、いわゆる「黙示の同意」を行っているとも言えます。

したがって各利用者が Twitter の中で相互にリツイートを繰り返す限りは、著作権法上の問題は生じにくいと言えるでしょう。

勿論、ツイートが(他者のツイート以外の)他人の著作物を無断で利用する場合は、著作権侵害となります。Twitter の規約<sup>(13)</sup>では、そのようなケースにおいて著作権法上の責任は、そのツイートを行った利用者にあるとした上で、著作者より正当な申告があった場合には、ツイートを行った利用者の了承を得ることなく、当該ツイートを削除するとしています。

また、Twitter 以外のブログあるいはその他の媒体に、「言語の著作物」に該当する他人のツイートを許可なく掲載することが、著作権侵害になることは言うまでもありません。

Twitter の利用者が急増していることもあり、今後は Twitter におけるツイート・リツイートが、著作権法上問題になるケースが増加するものと思われます。

## 注

- (1) <http://www.soumu.go.jp/IICP/chousakenkyu/seika/houkoku.html>
- (2) 「ブログを作成する際の注意」という本項の趣旨上触れられませんが、「ブログと著作権」というテーマにおいては、プロバイダのブログ規約に多く見られる「同一性保持権(あるいはもっと大きく、著作者人格権)の不行使特約」の是非は、考慮すべき非常に大きな問題です。このような特約が適法か否かについては諸説分かれていますが、実際にはこの種の特約に同意しないと

ログを開設できないようになっているプロバイダがほとんどなので、多くの利用者はやむなくこの特約を受け入れているのが現状です。この問題については、内藤篤「エンタテインメント契約法」(商事法務 2007 年 7 月 30 日)改訂版が、一章を割いてわかりやすく解説していますので、是非ご参照下さい。

- (3) この Q.2 については、小林英明「Q&A 事例でわかるインターネットの法律問題」(中央経済社 2008 年 9 月 10 日)第 5 版 46 頁乃至 47 頁を参考にいたしました。
- (4) 中山信弘「著作権法」(有斐閣 2007 年 10 月 10 日)初版 216 頁
- (5) Asahi.com「リンクについて」<http://www.asahi.com/policy/link.html>。YOMIURI ONLINE「リンクポリシー」<http://www.yomiuri.co.jp/policy/link/>、日本経済新聞・電子版「リンクポリシー」<http://www.nikkei.com/info/link.html> など
- (6) 文化庁ウェブサイト「著作物が自由に使える場合」[http://www.bunka.go.jp/chosakuken/gaiyou/chosakubutsu\\_jiyu.html](http://www.bunka.go.jp/chosakuken/gaiyou/chosakubutsu_jiyu.html)
- (7) 齊藤博「著作権法」(有斐閣 2007 年 4 月 30 日)第 3 版 242 頁
- (8) 上掲注 3 257 頁
- (9) 上掲注 3 257 頁
- (10) 上掲注 7 242 頁
- (11) フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』の「公衆送信権」の項をご参照下さい。
- (12) 「公式ツイート」「非公式ツイート」の違い、あるいは何故「公式」「非公式」と区別されるのかの説明については、スペースの関係上割愛いたします。興味のある方は、フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』の「Twitter」の項などをご参照下さい。
- (13) <http://twitter.com/tos>

(原稿受領 2010. 6. 18)

## インターネットに絡む地図の問題

会員 向口 浩二

### Q-1

社内会議で、イベントの候補会場の地理的位置関係

を説明するために、インターネットの地図サイトから印刷した地図を報告書に添付して複写し、配布することを考えています。著作権法上の問題はありますか?

### A-1

今日、インターネットの地図サイトから簡単に地図が入手できるようになっていますので、質問のような状況に遭遇する場面は比較的多いのではないかと考えられます。しかし、当該地図が著作物に該当するとなれ

ば、インターネットで公開されている他の著作物と同様に、その利用には慎重を期す必要があります。そこで、本質問については、地図が著作物性を有するかどうか等を検討する必要があります。

### （１）地図の著作物性について

結論から言えば、地図は、原則として著作物に該当します。著作権法が「この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。」として、「**地図**又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物」を掲げていることから明らかです（第10条第1項第6号）（太字・下線は筆者による）。もっとも、地図が著作物として例示されているとしても、著作物として成立するためには、他の著作物と同様、「思想又は感情を創作的に表現したもの」（第2条第1項1号）であることが必要となります。

ところで、地図が創作性を有するということがどういふことでしょうか。確かに、観光ガイドマップ等のように寺院や史跡がイラスト的に描かれた地図は絵画に近い側面があり、創作的価値を有するであろうことは想像に難くありません。しかし、実用を主目的とした一般図（地形図・地勢図等）は測量によって得られた事実を図面に正確に反映することに意義があり、そのような意義からすれば、地図に創作性はむしろ不要とも考えられます。また、地理情報の正確性を重視すればするほど、結果物としての地図はほぼ同一の表現物になりそうに思われます。このように考えると、一般的な地図が著作物性を有することに疑問を抱くことは不思議ではないと言えます。

この点について、裁判所は、富山住宅地図事件<sup>(1)</sup>において、「一般に、地図は、地球上の現象を所定の記号によって、客観的に表現するものにすぎないものであって、個性的表現の余地が少く、文字、音楽、造形美術上の著作に比して、著作権による保護を受ける範囲が狭いのが通例ではあるが、各種素材の取捨選択、配列及びその表示の方法に関しては、地図作成者の個性、学識、経験等が重要な役割を果たすものであるから、なおそこに創作性の表出があるものということができる。」と判示して、地図が著作物性を有することを説明しています。すなわち、地図は、地理情報という素材自体には価値はないが、その素材の取捨選択・表示方法等に個性が発揮され、そこに創作性を見出すことができるということになります。

したがって、インターネットから簡単に入手できる

地図といえども、これを著作権者の許諾を得ることなく複製することは、複製権（第21条）侵害に該当します。

### （２）私的使用の該当性について

著作権法は、「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」において著作物の私的使用を目的とする複製を認めています（第30条1項）。本質問者は、地図を複製し、社内会議で配布するとのことでした。そこで、社内会議が「個人的又は家庭内」に該当しないことは明らかであるとしても、「その他これに準ずる限られた範囲内」に含まれると解釈できるかどうか問題となります。

確かに、現実には企業等に多数の複写機が常設されており、著作物の私的使用とは必ずしも言えないような複写行為を日常的な光景として目にすることが多いと思われます。このため、ともすれば少数の社内会議であれば許される行為であると錯覚しがちです。

しかし、「その他これに準ずる限られた範囲内」というには、グループの人数が少数であることを必要とするのみならず、グループ内に強い個人的結合関係が存在することを必要とするため、社内会議はこれに含まれないとするのが一般的解釈となっています<sup>(2)</sup>。裁判所も、舞台装置設計図事件<sup>(3)</sup>において、次のように判示して、会社内における業務上の利用は、第30条1項に該当しないとしています。「著作権法第三〇条によれば、著作物は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合には、その使用する者が複製することができる旨が規定されているが、企業その他の団体において、内部的に業務上利用するために著作物を複製する行為は、その目的が個人的な使用にあるとはいえず、かつ家庭内に準ずる限られた範囲内における使用にあるとはいえないから、同条所定の私的使用には該当しないと解するのが相当である。」

したがって、質問者の行為は著作権法上の私的使用に該当するとは言えません。

### （３）結論

現行の著作権法を厳格に順守する限り、本質問の状況においては、インターネットに掲げられた当該地図に係る著作権者の承諾を得る必要があると言えます。これは結局、書籍（地図帳）から必要部分をコピーして業務上利用する場合に、書籍（地図帳）の著作権者の承諾が必要であるのと全く同じと言えます。なお、書



籍等の刊行物の場合は、社団法人日本複写権センターが管理しているものであれば、同センターと契約を結んで利用する方法が考えられます。

## Q-2

イベントの会場が決定したので、イベント開催の広告と共にイベント会場への案内図を当社のウェブサイトに掲載したいと思えます。幸い、当該会場運営会社のウェブサイトに会場案内図が掲載されていました。この案内図をそのままコピーペーストして当社のウェブサイトに掲載したのでは、著作権侵害のおそれがあると思われるので、会場案内図が掲載されているウェブページの URL を当社のウェブページに表示することを考えています。著作権法上の問題はありますか？

## A-2

当該案内図が著作物性を有する場合は、ご指摘のように、当該案内図をコピーペーストする行為は複製権(第21条)の侵害となり、コピーペーストしたものを貴社のウェブサイトにアップロードする行為は送信可能化権(第23条1項)の侵害となります。したがって、当該案内図の複製等をする場合には、当該案内図の著作権者(会場運営会社が当該著作権を有している場合は当該会場運営者)の利用許諾を受けることが必要です。

では、ご質問のように、当該案内図が掲載されているウェブページの URL (Uniform Resource Locator の略。ここでは、インターネット上のウェブページの住所を意味することとします。)を貴社のウェブページに表示することは著作権法上何ら問題がないのでしょうか。

他人のウェブサイトの URL を自己のウェブサイトに表示することは、リンク(ウェブページとウェブページとを結びつけること)の問題となります。リンクは、一見、リンク元(自己のウェブサイト)にリンク先(他人のウェブサイト)の著作物を勝手に取り込むように見えることから、複製権侵害の有無の問題がしばしば議論されてきました。しかし、今日、リンクは著作権侵害に該当しないということが一般的な結論となっています<sup>(4)</sup>。すなわち、リンク先のウェブサイトは、そもそも誰でも当該ウェブサイトの URL をパソコン等のキーボードに打ち込むことにより、当該ウェブサイトにアクセスし、閲覧できるものです。自

己のウェブサイトにリンク先の URL を表示しておくことは、この手間を省いてあげているに過ぎないと言えます。リンクを行ったからと言って、リンク先の著作物が自己(リンク元)のウェブサイトにそのまま表示される訳ではありません。すなわち、リンクはリンク先の著作物を自己のウェブサイトに複製する行為そのものではないので、複製権侵害の問題は生じないとされています。

しかし、本質問者は、会場運営会社のトップページへのリンクを張るのではなく、その下層ページ(会場案内図が掲載されたウェブページ)へのリンクを張ることになるので、いわゆるディープリンクに該当すると言えます。ディープリンクとは、リンク先のウェブサイトのトップページではなく、トップページ以外の下層に位置するウェブページに直接リンクすることを言うと言われています。ディープリンクの場合は、閲覧者がリンク先のトップページを通ることなく、その下層ページに直接たどり着いてしまうことを可能にしてしまいます。このため、リンク先のウェブサイトの運営者がトップページに掲げた広告等を閲覧者に読ませることにより収益を上げるビジネスモデル等を意図していた場合には、リンク先のウェブサイトの運営者に損失をもたらすおそれがあると言えます。しかし、ディープリンクと言えども、リンク先の著作物を自己のウェブサイトに複製する訳ではありません。したがって、著作権法以外の観点からの法的又は倫理的問題は別途考慮する必要があるとしても、著作権法上の観点からは、ディープリンクの場合も、トップページへのリンクと同様に著作権法上の問題は生じないと言えます。

## Q-3

上記のQ-2において、地図の提供を専門に行っている地図サイトの特定ウェブページ(会場の所在地域が表示されるウェブページ)の URL を表示する場合も、著作権上の問題は生じないのでしょうか？

## A-3

この場合も、著作権法上は、上記と同様の理由で問題はないと言えます。しかし、地図専門サイトの場合には、別段の考慮が必要になると思われます。なぜなら、地図サイトの運営者は地図サイトの作成と地図情報の提供に相当の資金と時間を投入していることが考えられるため、これを法的保護に値する利益と評価で

きる可能性があるからです。また、特定の地域を表示するウェブページを閲覧するためには、閲覧者は通常、まず当該地図サイトのトップページにアクセスした後、一定の手順を経て初めて特定地域のウェブページにたどり着く仕組みになっています。したがって、この手間を省かせることは、トップページへのアクセスを不要にしてしまうため、地図サイトの運営者がトップページの広告収入等に依拠してサイト運営を行っている場合は、地図サイトの運営者に損害を与える行為ともなり得ます。

したがって、当該地図サイトのトップページへのリンクは問題がないとしても、特定の下層ウェブページ(特定の地域が表示されるウェブページ)へのリンクを張ることは、民法上の不法行為を構成する余地がないとは言えません。また、地図サイトに利用規約が明示されているにもかかわらず、当該規約に反するリンクを行った場合には債務不履行責任を問われるおそれもあると考えます。(もっとも、今日、比較的緩やかな利用規約の下、特定の下層ページへのリンクや埋め込み型の地図表示を無料で認めている地図サイトが一般に利用されているようです。したがって、利用規約に従う限り、現実このような問題が起こることは稀であると思われる。)

#### Q-4

当該会場運営会社のウェブサイトに掲載されていた案内図を検証したところ、案内図が不明確であることが判明しました。そこで、イベント参加者の便宜を図るために、より明確な案内図を新たに作成する予定ですが、一から作成するのも大変なので、当該案内図を参考にして作成することを考えています。著作権法上どのような点に留意したらよいでしょうか。

#### A-4

まず、貴社が既存の地図等を参考にしないで、独自に新たな案内図を作成する場合は、結果的に相互に同一又は類似になったとしても、著作権侵害の問題は生じません。これは著作権が絶対的な独占権である特許権等と異なり、相対的な独占権であるからです。

しかし、質問者は、既存の案内図を参考にして新たな地図を作成するということですので(依拠性)、結果物(改変した案内図)が既存の案内図と同一又は類似の場合は、既存の案内図に係る複製権(第21条)を侵害し、改変の程度によっては同一性保持権(第20条1

項)及び翻案権(第27条)を侵害するおそれがある点に留意する必要があります。

もっとも、既存の案内図が道路図等を相当程度簡略化した図面であるとすれば、そのような案内図に係る著作権の保護範囲は極めて狭いものであろうと推察されます。この点について参考になるのが、住宅地図の著作物性が争点となった前掲の富山住宅地図事件です。裁判所は、地図に係る著作権の保護範囲がそもそも狭いことを指摘した上で、「住宅地図においては、その性格上掲載対象物の取捨選択は自から定まっております。この点に創作性の認められる余地は極めて少いといえるし、また、一般に実用性、機能が重視される反面として、そこに用いられる略図の技法が限定されてくるという特徴がある。従って、住宅地図の著作物性は、地図一般に比し、更に制限されたものであると解される。」と述べています。すなわち、地図と言っても、住宅地図に類するものは、その著作権の保護範囲は極めて限定的であると言えます<sup>(5)</sup>。したがって、貴社が新たに作成する案内図が道路図等を簡略したような図面であれば、原著作物(当該会場運営会社の案内図)の複製又は二次的著作物に該当する可能性は低いと思われる。

しかし、案内図であっても、観光用の鳥瞰図等のようなものは美術の著作物として評価され得るため(パリ-鳥瞰図事件)<sup>(6)</sup>、著作権の保護範囲は住宅地図に類するものに比べて広いと言えます。したがって、当該会場運営会社の案内図が特徴を有するイラスト的なものであって、改変によっても、なおそこに原著作物(当該会場運営会社の案内図)のイラストの特徴が残存しているような場合は、原著作物の二次的著作物となりますので、原著作権者の承諾が必要となる点に注意を要します。

#### 注

- (1) 富山地判平 53 年 9 月 22 日 (昭和 46 (ワ) 33)
- (2) 加古守行「著作権法逐条講義」(社団法人著作権情報センター平成 18 年 3 月 31 日) 五訂新版第 224 頁乃至 226 頁
- (3) 東京地判昭和 52 年 7 月 22 日 (昭和 48 (ワ) 2198)
- (4) 中山信広「著作権法」(有斐閣 2007 年 10 月 10 日) 初版第 216 頁
- (5) 空港案内図事件(東京地判平成 17 年 05 月 12 日 平成 16 (ワ) 10223) は、「空港案内図は、実際に存在する建

建築物である空港建物等を主な描写対象としているというだけでなく、空港利用者に対して実際に空港施設を利用する上で有用な情報を提供することを目的とするものであって、空港利用者の実用に供するという性質上、選択される情報の範囲が自ずと定まり、表現方法についても、機能性を重視して、客観的事実に忠実に、線引き、

枠取り、文字やアイコンによる簡略化した施設名称の記載等の方法で作成されるのが一般的であるから、情報の取捨選択や表現方法の選択の幅は狭く、作成者の創作的な表現を付加する余地は少ない。」と判示している。

(6)大阪地判昭和51年4月27日（昭和47（ワ）848）

（原稿受領2010.6.18）

## テレビゲームのソフトの著作権上の保護と、注意事項について



会員 川崎 仁

Q. テレビゲームのソフト（プログラム）を開発したのですが著作権法でどのように保護されますか。主なもので結構です。また、その保護の制限にはどのようなものがありますか。また、最近話題になっている、ソフトである著作物の自由使用についても教えて下さい。

A. ここでは、あなたの開発したソフトが著作権法上の著作物であるとしてお答え致します。

あなたのソフトには、著作権が発生します（2条1項10号の2）。著作権の中には、人格権としての著作者人格権と、財産権としての著作権（以下、単に著作権といった場合には、この財産権としての著作権を言っている場合が多いです）。著作者人格権は、著作者の人格的利益の性質上、著作者固有の権利として認められるものであることから、財産権としての著作権とは異なり、譲渡することができない一身専属的な権利とされています。

### 1. 著作者人格権の種類と制限

#### (1) 公表権（十八条）

著作物を公表するか否か、公表する場合に、その時期、方法等を決定することができる権利を公表権といいます（1項）。

但し、第三者が公表できる場合があり、法18条2項以降に規定されています。

#### (2) 氏名表示権（十九条）

著作物の原作品又はその複製物が公衆に提供又は提

示される際に、著作者の氏名を表示するか否か又は表示する際にどのような名義で表示するかを決定する権利を氏名表示権といいます。（1項）

但し、氏名の表示を省略することができる場合があり、法19条2項以降に規定されています。

#### (3) 同一性保持権（二十条）

著作物の同一性を保持し、著作者の意に反した改変を受けない権利を同一性保持権といいます。

但し、改変できる場合があり、法20条2項以降に規定されています。

コンピュータ・プログラムについては、PCの種類等によって、そのプログラムが作動しないような場合があります。これでは困りますので、そのプログラムで作動するように改変することは、権利制限の範疇に入っています。上記したように、著作権法では、「特定の電子計算機においては利用し得ないプログラムの著作物を当該電子計算機において利用し得るようにするため、又はプログラムの著作物を電子計算機においてより効果的に利用しうるようにするために必要な改変」は、同一性保持権の侵害にはならない（20条2項3号）。とされています。

参考判決：ときめきメモリアル（メモリーカード）事件（大阪地裁平成9年11月27日判決・判例タイムス965号253頁－控訴審・大阪高裁平成11年4月27日判決・判例時報1700号129頁－上告・最高裁平成13年2月13日判決・最高裁判所民事判例集55巻87頁：「ゲームソフトのプログラムを改変するメモリーカードを制作した制作者は、プレーヤーを介して本件著作物の同一性保持権を侵害した」と判示。本件ゲームソフトは、データに保存された映像や音声をプログラムによって読み取り再生した上、プレーヤーの主体的な参加によって初めてゲームの進行が図られる点で、「映画の著作物」と「プログラムの著作物」とが単に併



存しているにすぎないものではなく、両者が相関して「ゲーム映像」とでもいべき複合的な性格の著作物を形成している。したがって、プログラムに利用されるパラメータを変更するメモリーカードの制作は著作権侵害となる。

三国志Ⅲ事件（東京地裁平成7年7月14日判決・判例時報1538号203頁－控訴審・東京高裁平成11年3月18日判決・判例時報1684号112頁）：ゲームソフトにおいて、著作権者の予定外のデータを書き込んだものは、それをプレーするとき、著作権者の予定した範囲外の展開になったとしても、プログラム自体が改変されていない限り同一性保持権を侵害しない。上記展開は、プログラムの著作物ではない。三国志Ⅲ事件では、指令とデータとの峻別論を採用し、ときめきメモリアル事件とは異なり著作権侵害とはならなかった。

## 2. 著作権の種類と制限

### (1) 複製権（二十一条）、翻案権（二十七条）

著作権者は、上記ソフトを複製する権利を占有しています。

複製とは、「印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製すること」（二条1項十五号）と定義されています。

著作権者は、自己の著作物を翻訳、編曲、変形又は翻案して、二次的著作物を創作する権利を専有しています。

コンピュータ・プログラムについての翻案とは、その機能の向上を図るためのバージョンアップ等を含みます。コンピュータ・プログラムの言語を機械により変換する行為は、翻案ではなく複製と考えられています。

プログラムの著作物の複製物の所有者は、自ら当該著作物を電子計算機において利用するために必要と認められる限度において、当該著作物の複製又は翻案（これにより創作した二次的著作物の複製を含む。）をすることができます（47条の2、1項）。

例として、田村「著作権法概説・第2版」224頁では、『第一に、プログラムの滅失、毀損に備えるバックアップのための複製。第二に、プログラムをコンピュータで使用するための手順の一環として、ソース・プログラムからオブジェクト・プログラムへ変換

するための複製、翻案、ランダムアクセスを可能とするためのテープからディスクやドラムに記録媒体を変更するための複製。第三に、バグを取り除いたり、使用者のコンピュータで使用可能とするために必要となるプログラムの改変に伴うリプレイスのための複製、翻案。そして、第四に、処理の効率性を高めるため、例えば、機能追加等のバージョンアップのための複製、翻案などを挙げることができる』としています。

上記のソース・プログラム（CやPascalなどの高級プログラム言語で書かれている）からオブジェクト・プログラムへ変換（翻訳）をコンパイルといいます。

機器の保守・修理等のための一時的複製（四十七条の三）は著作権者の許諾なく行えます。

音声や画像が複製できる携帯電話などのような記録媒体（メモリ）が内蔵されている複製機器を保守又は修理する場合や、記録媒体が内蔵されている複製機器をその製造上の欠陥などにより交換する場合には、内蔵メモリにコピーされている著作物を一時的に別の媒体にコピーし、修理後や交換後の機器の内蔵メモリに改めてコピーし直すことについては、著作権者の許諾なく行えます。

リバースエンジニアリングは、特許法（69条）および半導体回路配置法（12条2項）では、明確に権利の侵害とならないとされていますが、著作権法では、このような明文の規定が無いので、問題となったことがありましたが、今日では、違法でなく、行うことができるとされています（例えば、田村「前掲」226頁以下参照）。プログラムについてのリバースエンジニアリングとは、例えば、購入した媒体収納プログラムをオブジェクト・プログラムからアセンブリ言語に変換してその研究を行うこと等が該当すると考えられます。

ただし、リバースエンジニアリングによって得られたソースプログラムを図書として出版する行為は違法です。参考：秀和システムトレーディング事件（東京地裁昭和62年1月30日判決・判例時報1219号48頁）

ゲームソフトに付いても私的使用（法30条）の規定の適用があります。

コンピュータ・プログラムについては、この複製権、翻案権の制限にまた制限が付いています。

- ① 違法に作成された複製物であることを知っていて、この複製物の使用の権原を取得した場合は、その複製物を業務上電子計算機において使用する行為は著作権を侵害する(113条2項)。参考：システムサイエンス事件(東京地裁平成7年10月30日判決・判例時報1560号24頁：著作権侵害を争っている者が、著作権法113条1項1号所定の「著作権……を侵害する行為によって作成された物」であるとの「情を知る」とは、その物を作成した行為が著作権侵害である旨判断した判決が確定したことを知る必要があるものではなく、仮処分、未確定の第一審判決等、中間的判断であっても、公権的判断で、その物が著作権を侵害する行為によって作成された物である旨の判断、あるいは、その物が著作権を侵害する行為によって作成された物であることに直結する判断が示されたことを知れば足りるものと解するのが相当である)と判示しています。
- ② 上記47条の2、1項により作成された著作物の複製物を頒布する等の行為は、21条の複製を行ったとみなされ(49条1項3号)、滅失以外の事由により、元となる複製物の所有権を有しなくなった場合には、その者は、上記47条の2、1項により作成された複製物を保持してはならない(47条の2、2項)。保持した場合には、21条の複製を行ったとみなされる(49条1項4号)。
- ③ また、法43条3号では、「著作権を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であって、国内で行われたとしたら
- ④ 契約で別段の定めがある場合や、プログラムの複製物にプロテクトがかけられている場合には、バックアップコピーをとることができないとされています。
- なお、電子計算機の記憶領域へのコンピュータ・プログラムの一時的な格納による無断複製は、著作権侵害となるか否かについては従来争いがありました。今回の法改正により、制限付きではありますが、電子機器利用時に必要な複製は著作権侵害とはならないこととなりました(47条の8)。

参考判決：トーションレース編み機用ソフトウェア事件(平成17年(ワ)12938：東京地裁平成18年12月13日

(2) 上映権(二十二条の二)

著作者は、その著作物を公に上映する権利を占有しています。

作物において固定されている音を再生すること(二条1項十七号)をいいます。

第22条の2は、「著作者は、その著作物を公に上映する権利を専有する。」と上映権を規定しています。ここで、上映とは、著作物(公衆送信されるものを除く。)映写幕その他の物に映写することをいいます(第2条第1項17号)。例えば、ゲームソフトの実行中に、ディスプレイ上に画像が表示されるが、この表示も上映です。

ときめきメモリアル(メモリーカード)事件(大阪地裁平成9年11月27日判決・判例タイムス965号253頁-控訴審・大阪高裁平成11年4月27日判決・判例時報1700号129頁-上告・最高裁平成13年2月13日判決・最高裁判所民事判例集55巻87頁：「ゲームソフトのプログラムを改変するメモリーカードを制作した制作者は、プレーヤーを介して本件著作物の同一性保持権を侵害した」と判示。本件ゲームソフトは、データに保存された映像や音声をプログラムによって読み取り再生した上、プレーヤーの主体的な参加によって初めてゲームの進行が図られる点で、「映画の著作物」と「プログラムの著作物」とが単に併存しているにすぎないものではなく、両者が相相関して「ゲーム映像」とでもいふべき複合的な性格の著作物を形成しているとしています。

従いまして、ゲームソフトも映画の著作物であると思われまから、ゲームソフトの著作権者は、上記の上映権の権利を有します。

しかし、営利を目的としない上演等(三十八条)で非営利目的で著作物を利用できる場合として、五つを規定しています。

その第一は、公表された著作物は、①営利を目的とせず、②聴衆や観衆から一切の対価(入場料等)を徴収せず、かつ、③出演する実演家等に出演料などの報酬が支払われない場合には、著作権者の許諾を得ることなく、公に上演、演奏、上映、口述することができます(同条1項)。

この規定と、私的利用(法30条)の規定により、友達同士で、テレビゲームの映像を大画面のスクリーンで映し出してプレーすることは、著作権侵害にならないと思います。

なお、中古ゲームソフト事件(最高裁平成14年4月25日判決)では、最高裁は、ゲームソフトを映画の著作物と認め、頒布件を肯定しつつも、ゲームソフトの頒布権(26条1項)は適法な第一譲渡によって消尽するとしました。判決の要旨は、次の通りです。「特許権者又は特許権者から許諾を受けた実施権者が我が国の国内において当該特許に係る製品を譲渡した場合には、当該特許製品については特許権はその目的を達成したものとして消尽し、もはや特許権の効力は、当該特許製品を再譲渡する行為等には及ばないことは、当審の判例とするところであり(最高裁平成7年(オ)第1988号同9年7月1日第三小法廷判決・民集51巻6号2299頁)、この理は、著作物又はその複製物を譲渡する場合にも、原則として妥当するというべきである。けだし、(ア)著作権法による著作権者の権利の保護は、社会公共の利益との調和の下において実現されなければならないところ、(イ)一般に、商品を譲渡する場合には、譲渡人は目的物について有する権利を譲受人に移転し、譲受人は譲渡人が有していた権利を取得するものであり、著作物又はその複製物が譲渡の目的物として市場での流通に置かれる場合にも、譲受人が当該目的物につき自由に再譲渡をすることができる権利を取得することを前提として、取引行為が行われるものであって、仮に、著作物又はその複製物について譲渡を行う都度著作権者の許諾を要するということになれば、市場における商品の自由な流通が阻害され、著作物又はその複製物の円滑な流通が妨げられて、かえって著作権者自身の利益を害することになるおそれがあり、ひいては「著作権等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与する」(著作権法1条)という著作権法の目的にも反することになり、(ウ)他方、著作権者は、著作物又はその複製物を自ら譲渡するに当たって譲渡代金を取得し、又はその利用を許諾するに当たって使用料を取得することができるのであるから、その代償を確保する機会を保障されているものといふことができ、著作権者又は許諾を受けた者から譲渡された著作物又はその複製物について、著作権者等が二重に利得を得ることを認める必要性は存在しないからである。」

### (3) 公衆送信権等(送信可能化権も含む)(23条)

第23条第1項は、「著作権者は、その著作物について、公衆送信(自動公衆送信の場合にあっては、送信可能

化を含む。)を行う権利を専有する。」と公衆送信権及び送信可能化権を規定し、第23条第2項は、「著作権者は、公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する。」と規定しています。

ここで、公衆送信は、公衆によって直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信(有線電気通信設備で、その一部の設置の場所が他の部分の設置と同一の構内(その構内が二以上の者の占有に属している場合には、同一の者の占有に属する区域内)にあるものによる送信(プログラムの著作物の送信を除く。)を除く。)を行うことをいいます(第2条第1項第7号の2)。このようにプログラムの著作物以外の著作物においては、同一構内の送信は公衆送信とはされませんが、プログラムの著作物にあっては、同一構内の送信であっても公衆送信とされます。したがって、コンピュータ・プログラムについては、同一構内の送信であっても、無断送信の場合には著作権侵害を構成します。なお、先に、電子計算機の記憶領域へのコンピュータ・プログラムの一時的な格納による無断複製は、著作権侵害となるか否かについては争いがあると述べましたが、その格納されたコンピュータ・プログラムが送信されたものである場合には、公衆送信権の侵害として処理されればよいと思います。

なお、自動公衆送信とは、公衆送信のうち、公衆からの求めにより自動的に行うもの(放送又は有線放送に該当するものを除く。)をいう(第2条第1項第9号の4)また、送信可能化とは、「次のいずれかに掲げる行為により自動公衆送信し得るようにすることをいう。

イ 公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置(公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分(以下この号において「公衆送信用記録媒体」という。)に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。)の公衆送信用記録媒体に情報を記録し、情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体として加え、若しくは情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体に変換し、又は当該自動公衆送信装置に情報を入力すること。

ロ その公衆送信用記録媒体に情報が記録され、又は



当該自動公衆送信装置に情報が入力されている自動公衆送信装置について、公衆の用に供されている電気通信回線への接続（配線、自動公衆送信装置の始動、送受信プログラムの起動その他の一連の行為により行われる場合には、当該一連の行為のうち最後のものをいう。）を行うこと。」と規定されている（第2条第2項第9号の5）。また、著作権法においては、「公衆には、特定かつ多数の者を含むものとす。」と規定されています（第2条第5項）。

法30条1項3号では、『著作権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合』には、30条に規定する著作権侵害とはならない私的侵害ではないとしています。

#### (4) 譲渡権（26条の2）

第26条の2は、「著作者は、その著作物（映画の著作物を除く。以下この条において同じ。）をその原作品又は複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。以下この条において同じ。）の譲渡により公衆に提供する権利を占有する。」と規定しています。

例えば、電子計算機の中に記憶されているコンピュータ・プログラムをDVDに記録し、このDVDを公衆に販売することは、この譲渡にあたります。

この譲渡権は、譲渡権を有する者又はその許諾を得た者により公衆に譲渡された著作物の原作品又は複製物については適用されません（第26条の2第2項第1号：譲渡権の消尽）。この譲渡権の消尽は、上記著作物の原作品等が特定かつ少数の者に譲渡された場合も適用される（第26条の2第2項第1号）。

我が国は、第26条の2第2項第4号で上記の譲渡権の消尽が国際的にも生ずる（国際消尽）としています。第26条の2第2項第4号は、「この法律の施行地外において、前項に規定する権利（譲渡権）に相当する権利を害することなく、又は同項に規定する権利に相当する権利を有する者又はその許諾を得た者により譲渡された著作物の原作品又は複製物については適用されない。」旨をきていしている。従って、適法な著作物の複製物の並行輸入は著作権侵害とはなりません。

なお、善意者に係る譲渡権の特例として、第113条

の2は、「著作物の原作品若しくは複製物、…の譲渡を受けたときにおいて、当該著作物の原作品若しくは複製物、…がそれぞれ第26条の2第2項各号、…のいずれにも該当しないものであることを知らず、かつ、知らないことにつき過失がない者が当該著作物の原作品若しくは複製物、…を公衆に譲渡する行為は、26条の2第1項、…に規定する権利を侵害する行為ではないものとみなす。」と規定し、善意・無過失者を保護しています。

上記しましたように、違法コピーのソフト記録済みDVDを買った者が、そのソフトを業務上使用することは、著作権侵害となります（113条2項）。

#### (5) 貸与権（26条の3）

第26条の3は、「著作者は、その著作物（映画の著作物を除く。）をその複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。）の貸与により公衆に提供する権利を専有する。」と貸与権を規定しています。

例えば、電子計算機の中に記憶されているゲームソフトをDVDに記録し、このDVDを公衆にレンタルすることは、この貸与にあたります。

第2条第8項には、『この法律にいう「貸与」には、いずれの名義又は方法をもってするかを問わず、これと同様の使用の権原を取得させる行為を含むものとする。』と規定されています。買い戻し特約付き売買等がこれに当たると考えられている。〔中古販売形式のプログラムの無断貸与・著作権侵害に対する仮処分申請（東京地裁昭和61年3月28日決定・判例タイムス597号95頁）〕、翻訳権、翻案権等（27条）、二次的著作物の利用に関する原著作者の権利（28条）。

なお、レンタルされたゲームソフトについては、第47条の2第1項で認めている複製又は翻案は認められない。これは、プログラムの著作物の複製物の所有者が、自ら当該著作物を電子計算機において利用するために必要と認められる限度において認められるものであるからです。

#### (6) 翻訳権、編曲権、変形権、翻案権（27条）

この権利については、(1)の「複製権 {21条}、翻案権（27条）の項を参照して下さい。

(7) 頒布権 (二十六条)

映画の著作物の著作権は、監督、演出等映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者ですが、十五条の規定により法人等が著作権となる場合を除き、映画の著作物の著作権は映画製作者に帰属することになっています (二十九条1項, 第一章第二節4参照)。

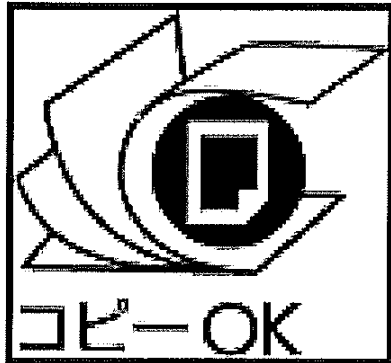
(8) 二次的著作物の利用権 (二十八条)

翻訳、編曲等によりできた二次的著作物については、翻訳者や編曲者などがその著作権となりますが、当該二次的著作物の原著作物の著作権も、二次的著作物の著作権と同等の権利を有することとなっています。

3. ソフトである著作物の自由使用について、自由利用マーク、コピーレフト、オープンソース、GPL (GNU General Public License)、クリエイティブ・コモンズについて説明します。

(1) 自由利用マーク

① 「プリントアウト・コピー・無料配布」OK マーク



「プリントアウト・コピー・無料配布」OK マーク

利用の目的：何でもよい (社内会議用の資料、会社のパンフレットなどに使う場合も、無料配布であれば営利目的でもよい)

利用の方法：「プリントアウト」「コピー」「無料配布」のみ

注・「送信」は含まれない

- ・コピーの媒体は、紙、テープ、CD-R、ハードディスクなど、何でもよい

(媒体変換や、デジタル⇄アナログなどの方式変換も可能)

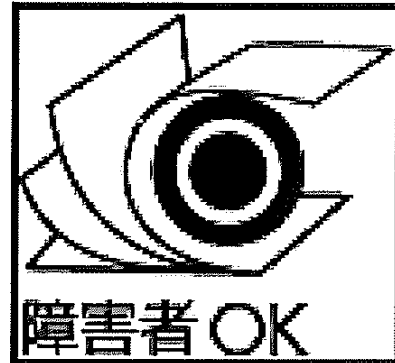
- ・「無料配布」には、「無料貸出し」も

含まれる

- ・「無料配布」では、紙代や送料などの「実費」も徴収してはいけない

改変・切除等：変更、改変、加工、切除、部分利用、要約、翻訳、変形、脚色、翻案などではない (そのまま「プリントアウト」「コピー」「無料配布」する場合のみOK)

② 「障害者のための非営利目的利用」OK マーク



「障害者のための非営利目的利用」OK マーク

利用の目的：障害者のみを使うことを目的とする場合に限る (非営利目的に限る)

利用の方法：何でもよい

- 注・プリントアウト、コピー、送信、貸出し、無料配布、実費の範囲での有料配布など、あらゆる利用行為が含まれる

- ・障害者が使うためであれば、コピーなどを行う人は、障害者でなくてもよい

改変・切除等：変更、改変、加工、切除、部分利用、要約、翻訳、変形、脚色、翻案なども可能

※ ここでいう「障害者」とは、障害者基本法第2条の「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」(てんかん及び自閉症を有する者並びに難病に起因する身体又は精神上の障害を有する者であって長期にわたり生活上の支障がある者を含む) です。

③「学校教育のための非営利目的利用」OK マーク



「学校教育のための非営利目的利用」OK マーク

利用の目的：学校の様々な活動で使うことを目的とする場合に限る（非営利目的に限る）  
（授業だけでなく、部活動、クラブ活動、教員の研究会なども含まれる）

利用の方法：何でもよい

- 注・プリントアウト、コピー、送信、貸出し、無料配布、実費の範囲での有料配布など、あらゆる利用行為が含まれる
- ・学校の活動で使うためであれば、コピーなどを行う人は、教員・生徒でなくてもよい

改変・切除等：変更、改変、加工、切除、部分利用、要約、翻訳、変形、脚色、翻案なども可能

※ ここでいう「学校」とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、専修学校、各種学校です。

以上は、文部科学省のホームページによります。

(2) コピーレフト (copyleft)

コピーレフト (copyleft) とは、著作権 (copyright) に対する考え方で、著作権を保持したまま、二次的著作物も含めて、すべての者が著作物を利用・再配布・改変できなければならないという考え方です。1985年にフリーソフトウェア財団を設立したリチャード・ストールマンによって提唱され、初めはソフトウェアに関して用いられたが、その後、ソフトウェア以外の著作物にも適用しようという動きがあります (クリエイティブ・コモンズなど)。

「コピーレフト」という語は1984年にドン・ホプキンスがストールマンに宛てて送った“Copyleft--all rights reversed” (コピーレフト -- 全ての right (右/権利) は逆になった) というフレーズが元になっています。これは著作権表示によく使われる“Copyright--all rights reserved” (著作権 -- 全ての権利は留保されている) というフレーズのもじりです。

しばしば、GPL や GFDL 等の特定のライセンスを指すこともあります。

コピーレフトの定義をまとめると次のようになります。

- ・著作物の利用、コピー、再配布、翻案を制限しない
- ・改変したもの (二次的著作物) の再配布を制限しない
- ・二次的著作物の利用、コピー、再配布、翻案を制限してはならない
- ・コピー、再配布の際には、その後の利用と翻案に制限が無いよう、全ての情報を含める必要がある (ソフトウェアではソースコード含む)
- ・利用、コピー、再配布、翻案のいずれにおいても、複製物又は二次的著作物にコピーレフトのライセンスを適用し、これを明記しなければならない

(3) GPL

GPL は、プログラムの著作物の複製物を所持している者に対し、概ね以下のことを許諾するライセンスです。

1. プログラムの実行
2. プログラムの動作を調べ、それを改変すること (ソースコードへのアクセスは、その前提になる)
3. 複製物の再頒布
4. プログラムを改良し、改良を公衆にリリースする権利 (ソースコードへのアクセスは、その前提になる。)

2007年6月29日 (米国時間) Free Software Foundation (FSF) が GPL 3 を発表しました。GNU GPL3 は、オープンソースによるソフトウェアの権利、義務、プログラム提供者のもつ特許の使用など基本理念を明文化したライセンス体系となっています。



#### (4) オープンソース

オープンソースとは、ソフトウェアの著作権者の権利を守りながらソースコードを公開することを可能にするライセンス(ソフトウェアの使用許諾条件)を指し示す概念である。

##### オープンソースの定義

Open Source Initiative (OSI) による定義である“The Open Source Definition (OSD)”によればオープンソース・ライセンスの要件として、以下のような基準を挙げています。

1. 自由な再頒布ができること
2. ソースコードを入手できること
3. 派生物が存在でき、派生物に同じライセンスを適用できること
4. 差分情報の配布を認める場合には、同一性の保持を要求してもかまわない
5. 個人やグループを差別しないこと
6. 適用領域に基づいた差別をしないこと
7. 再配布において追加ライセンスを必要としないこと
8. 特定製品に依存しないこと
9. 同じ媒体で配布される他のソフトウェアを制限しないこと
10. 技術的な中立を保っていること

(5) クリエイティブ・コモンズ(Creative Commons)とはウェブ上で行われているプロジェクト、またそれを実施する非営利団体に法的手段を利用して出版物の創造、流通、検索の便宜をはかるものである。利用される法的手段にはパブリックドメインやオープンコンテンツによるライセンスがあります。

著作権を全て留保する“All rights reserved”といわゆるパブリックドメインである“No rights re-

served”の中間の“Some rights reserved”が、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスが規定する領域です。

##### ライセンス [編集]

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスでは以下の4項目についてそれぞれ採否を選択します。

- ・表示 (Attribution)  
その作品の利用に関しての著作権者の表示を求めるか
- ・非営利 (Noncommercial)  
非営利目的に限ってその作品の利用を認めるか
- ・改変禁止 (改変の禁止。No Derivative Works)  
その作品をそのままの形でのみ利用を認めるか
- ・継承 (同様に共有。Share Alike)  
その作品につけられたライセンスを継承することを求めるか

#### (6) 注意点

以上により、ソフトを利用できるとされる場合でも、そのソフトを利用する場合には、次のような注意が必要です。

- ① 著作権者が異なる場合。  
真の著作権者により、自由利用可能やライセンスされたものでないのに、権限の無い人によるライセンス等であるので、その著作物を利用すると著作権侵害になります。
- ② その著作物が二次著作物だったり、著作物の中に他の人の著作物が入っていた場合。  
元の著作物や入っていた著作物の著作権者にも許諾を受ける等しなければなりません。
- ③ 肖像権  
その著作物に人の画像が入っていた場合には、肖像権の侵害になる恐れがあります。

以上

(原稿受領 2010. 6. 18)

## 電子掲示板は著作権法上どのような問題があるのでしょうか

会員 松波 祥文



著作物は、その表現内容の上手下手とは無関係に著作権が発生しますので、人の真似ではなく、その人の思想や感情が創作的に表現されていれば、著作権法上著作物となります。

「電子掲示板」に記載された思想や感情が創作的に表現された文体は、論文、小説、脚本、俳句、講演等

と同じ「言語の著作物」として、原則として、著作権法による保護法益があります。著作物の種類として、「言語の著作物」以外には、音楽、舞踊、美術、建築、地図・図形、映画、写真、プログラム等夫々の著作物が認められています。

電子掲示板の掲載内容に対して、発展的に派生した思想や感情が創作的に表現された場合には、それらに対して、更に以下の様に著作権法に基づく保護法益が与えられます。

- ①「二次的著作物」であって、原著物を翻訳、編曲、変形、翻案、映画化したもの。
- ②「編集著作物」であって、百科辞典、辞書、新聞、雑誌、詩集、コンピューターで検索できるデータベース等。

上記の様に、思想や感情が創作的に表現された著作物であっても、憲法、法令、告示、訓令、通達、裁判所の判決、決定、命令等と共にそれらの翻訳物や編集物で国や地方公共団体又は独立行政法人が作成したものは、著作権が認められていません。

電子掲示板として問題となるのは、著作者人格権として、公表権、氏名表示権、同一性保持権を評価することです。そして、著作者の財産権として、インターネットを通じて録音、録画して再製するので複製権、公衆送信すると公衆送信権、受信装置を使って送受信する伝達権が問題となる権利関係となります。

ホテルや旅行の情報交換等電子掲示板に書き込んだ文章は、著作物なので、掲載者に無断でそれらの情報を纏めて出版すると、ホテル・ジャンキーズ事件の様に著作権侵害となりますので、侵害を回避する為には書き込む掲載者に著作権の放棄に同意させることが必要となります。又電子掲示板への複数の書き込みによって、無責任な空想ストーリーが出来上がったとしても、法論理上はそれらの書き込み掲載者が共同著作者となる法律論を生むことにもなります。

### (1) 電子掲示板の実体

- ① インターネット社会になり、元々はコンピューターを使ったオンラインゲームから始まった楽しみは次第にチャット(Chat)に発展して、そして電子掲示板という言葉が生まれました。インターネット上で掲示板の開設者の誰かがある意見を書き込み、それを読んだ誰かが自分の意見を書き込む。それを知って、掲示板開設者が反論したり、更には他人がそれらの会話を批評したり新たな情報を書き込むと

いう連続パターンで、利用者が自由に投稿したり書き込むことで、ネットの向こうの知らない人同士の輪が拡がり不特定の人達とのコミュニケーションができる功罪半ばするサイトです。サイト管理者は投稿自体に付いて著作権で保護されることを前提として利用者に情報提供しています。それが遂には違法な投稿を削除したり、発信者情報を開示したりすることの法的措置に発展して、後述するプロバイダ責任制限法が制定されました。

- ② 電子掲示板の一つには、例えば、学習者と教師との関係に於いて、教育的成果を目的とした投稿や書き込みがあります。学校や社会教育施設等の教育機関に於けるインターネットの活用にも、原則として、著作者の了解を得ることが必要であり、ホームページからの送信は引用の場合を除いて、常に権利者の了解が必要ですが、個人的利用、教育目的利用、公衆利用目的等権利制限の規定があります。更に、「無断送受信の禁止」等の格別の意思表示を行って、予め権利主張しておくことも必要です。行政の一環が重要な政策や計画を策定する際に、行政管轄内の皆様から、幅広い御意見をお聞きして、より良い政策を実行する目的として、インターネットの電子掲示板を設置しています。これは市民の声は著作権の保護の基に区政へ貴重な要望として届いています。区政への攻撃的な発言や公務員への中傷等は削除されます。
- ③ 岡山市では、怪文書のプライバシー侵害、青少年の健全な育成を阻害する等の有害情報を書き込んだ者へ例えば、¥50,000以下の過料を科し、掲示板から削除できる条例を制定して、岡山市条例第6号として2002.5.1から施行しています。

電子掲示板は功罪半ばです。利便性のある創作的表現は著作権として保護される一方、使われ次第で他人の権利を侵害したり尊厳を傷つけたりします。不正利用者には厳しく罪科に処すべきです。市民の人権意識の普及高揚を図るべく市長が条例の施行権限を有しています。

- ④ 電子掲示板の他の例としては、一個人がインターネット上に、利用者として自由に文章を投稿し、書き込みを連ねて行くことでコミュニケーションの枠をインターネット上に作って行く事例の方が圧倒的に拡大化していると思います。

発言内容は、基本的に著作権により保護されてい

ますので、サイト管理者の裁量によってチェックが行われる前提ですが、プライバシー侵害への検討は野放し状況になっていることによる弊害が問題となっています。

- ⑤ インターネットが普及する以前は、音楽コンサートの情報や欲しい書籍の情報交換や感想を述べること等、電子掲示板の役割は、社会的に有益な情報を得られる利用価値と理解して誰もが歓迎していた筈です。しかし、何時の間にかその情報源を徒に悪用する実例が多くなって来たのが実態でありましょう。

原則として文字に基づくコミュニケーションですから、議論が白熱して、感情的なやり取りに発展する心配もあります。気に入らない議論を封殺する為や、嫌がらせの為に無意味な内容の投稿を連発して、掲示板を機能不全にしてしまう「荒らし」という行為も問題となっています。

- ⑥ 電子掲示板の会話は、思想や感情が創作的に表現されている限り、基本的に著作権として保護されますので、健全な電子掲示板である為に必要な大切な精神は利用者全体への思いやりです。書き込む内容以前に掲示板の雰囲気に対応しい人間性を保とうとする本能を働かせて、常識論としても、節度ある投稿や書き込みを期待したいものです。

- ⑦ 「2ちゃんねる」と、そのユーザー/「2ちゃんねらー」

インターネット利用者が増大して、電子掲示板は巨大掲示板に変貌して来ました。「2ちゃんねる」はその代表例でしょう。この「2ちゃんねる」の発言元は一切公表されないのが原則です。匿名掲示板と言われています。思想や感情が創作的に表現されている限り、著作権として保護されながら発言内容は無責任な情報展開に発展している実態があります。「2ちゃんねる」の流行る主な理由は、匿名性を前提とした掲示板だからです。

匿名性の付加価値を与えることにより、不満の捌け口としての利用価値を煽ります。然し、迷惑発言や悪質な匿名利用である場合には、接続情報を公表することもあり得ます。

更に警察や裁判所からの要請がない限り、取得した情報を流用することはない旨約束しています。「2ちゃんねる」という名称は、「あめぞうのセカンド・チャンネル」の略称です。作者であり管理人は西村博之氏（ハンドルネーム「ひろゆき」）と言われている

ます。

## （2）プロバイダ責任制限法の存在

電子掲示板は基本的に匿名性が守られており、思想や感情が創作的に表現されている限り、著作権として保護されているものの、その実態に於いて、誹謗中傷やプライバシー侵害等が存在する場合でも、プロバイダ自らの対応は出来ませんでした。つまり、書き込みを修正すれば著作権法違反となります。掲載者である著作権者の同意なく削除すれば、民法709条に基づく不法行為として損害賠償請求される可能性もありました。

電子掲示板掲載者と被害者の双方に於ける権利保護という観点に於いて矛盾がありました。そこで、2002.5.27にプロバイダ責任制限法が施行されました。この法律の正式名称は「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」です。

- ① 掲載者からの損害賠償責任の制限（同法第3条）

電子掲示板に於いて、誹謗中傷されたり、個人情報に掲載されたりして被害を蒙った場合に、被害者からサイト管理者を含むプロバイダに掲載の削除を求めた時、プロバイダがその求めに応じて削除した場合には、掲載者からの損害賠償責任を免れることができるという掲載者からの権利主張に対する制限の法律が出来ました。即ち、掲載者への権利保護の名目からプロバイダが放置することができなくなったという趣旨で、結局はプロバイダに無作為責任が問われる様になったものです。

- ② プロバイダに於ける被害者からの発信者情報開示請求に応じる義務（同法第4条）

電子掲示板に於いて、誹謗中傷を受けた場合、匿名性が高いことから、プロバイダの協力なしに加害者を特定することはできません。プロバイダが被害者の要望に応じて情報提供すれば、掲載者のプライバシー侵害ともなります。

そこで、被害者からの要求があった場合には、誹謗中傷発言の発信人に関する情報を提供する義務が課されました。然しプロバイダは無条件にそれを行うのではなく、開示するに付いて掲載者の意見を求めます。掲載者が開示を認めなかった場合には、被害者は掲載者に対して、その損害に付いて賠償責任の追求をすることになります。

## （3）電子掲示板に関する判例を数件紹介致します。

- ① 平成14年4月15日 東京地裁 平成13年（ワ）



第 22066 号著作権侵害差止請求事件

判決要旨 「ホテルジャンキーズ」という名称のホームページを設置・管理し、「サロン・ド・ホテル・ジャンキーズ」という掲示板を設け、無料で掲示板の閲覧及び書き込みをさせていた。掲示板に書き込まれた文章の一部を複製して、書籍「世界極上ホテル術」を作成し出版した被告らの行為は、原告らの有する著作権を侵害する部分とそうでない部分に区別して、本件書籍の出版等の差止め及び損害賠償の支払を認めたもので、原告各記述部分はその表現及び内容に照らして、「思想又は感情を創作的に表現したもの」と言えるから著作物性が認められるとしながら、原告の各記述に付いて創作性が認められる部分とそうでない部分に区別して、著作物性を認定した。

- ② 平成 14 年 10 月 29 日 東京高裁 平成 14 年(ネ)第 2887 号,

平成 14 年(ネ)第 4580 号 著作権侵害差止請求控訴事件, 同附帯控訴事件

判決要旨 「ホテルジャンキーズ」という名称のホームページに於ける「サロン・ド・ホテル・ジャンキーズ」という掲示板に於いて、原審で認めた上に、控訴審に於いても原告の各記述全部に創作性を認めた。著作物性が認められる為の創作性の要件は厳格に解釈すべきではなく、むしろ表現者の個性が何らかの形で発揮されていれば足りるという程度に、緩やかに解釈し、著作物性を認める方向で判断するのが相当である。

原判決が著作物性を否定した部分も含め、いずれも、程度の差はあれ記述者の個性が発揮されていると評価することができるから、著作物性を認めるのが相当である。この点に於いて、当裁判所は原判決と判断を異にする。

- ③ 平成 14 年 12 月 25 日 東京高裁 平成 14 (ネ) 第 4083 号損害賠償請求事件

判決要旨 匿名性を標榜するインターネットの電子掲示板に自己の名誉を毀損する発言が記載された被害者からされた当該電子掲示板の管理運営者に当該発言の削除請求が認められた事例。被害者救済手段として、十分でない事情がある時は、管理運営者に対して、当該発言の記載の削除を求めることができると認めました。

- ④ 平成 16 年 3 月 11 日 東京地裁 平成 15 年 (ワ)

第 15526 号著作権侵害差止等請求事件

判決要旨 著作権を共有する原告の対談記事に付いて、被告は電子掲示板の「2ちゃんねる」に無断転載して送信可能化され、自動公衆送信されたことにより、原告らの送信可能化権、公衆送信権が侵害されたと主張して、対談記事の送信可能化及び自動公衆送信の差止請求をすると共に、損害賠償請求した事例です。電子掲示板に発言者が自由に書き込みをしている様な場合は書き込み毎に著作物と解すべきであるから、各発言の送信可能化又は自動公衆送信の差止請求はできない。と請求を棄却しました。

- ⑤ 平成 16 年 12 月 24 日 東京地裁 平成 16 年(ネ)第 2067 号著作権侵害差止等請求控訴事件(原審・東京地裁平成 16 年(ワ)第 15526 号)

判決要旨 匿名で書き込みが可能な掲示板を開設し、運営する者は著作権侵害となる様な書き込みをしないよう、適切な注意事項を適宜な方法で案内する等の事前の対策を講じるだけでなく、著作権侵害となる書き込みがあった際には、これに対し、適切な是正措置を速やかに取る態勢で臨むべき義務がある。掲示板運営者は、少なくとも著作権侵害の指摘を受けた場合には、可能ならば、発言者に対して、照会をし、更には著作権侵害が極めて明白な時には当該発言を直ちに削除する等速やかに対処すべき。

にも拘わらず、発言者に照会すらせず、何ら是正措置を取らなかったため、故意又は過失により、著作権侵害に加担していたと認定し差止請求及び損害賠償請求を認めました。

(4) 引用・参考文献

- ①インターネット時代の著作者 / 岡本薫著 財団法人全日本社会教育連合会
- ②実践 情報モラル教育 / 加納寛子著 北大路書房
- ③美しい日本の掲示板 / 鈴木淳史 株式会社洋泉社
- ④2ちゃんねるはなぜ潰れないのか。 / 西村博之著 扶桑社新書
- ⑤プロバイダ責任制限法成立の背景について  
<http://www.fmmc.or.jp/~fm/nwmg/keyword03/law/provider.htm>

以上

(原稿受領 2010. 6. 18)